

第3期竹田市障がい者基本計画

第6期竹田市障がい福祉計画

第2期竹田市障がい児福祉計画

令和3年3月

竹 田 市

はじめに

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」は、持続可能な世界を実現するために17の国際目標を掲げています。この中には、目標4の「教育」、目標8の「経済成長・雇用」、目標10の「不平等是正」、目標11の「都市・居住地」、目標17「実施手段」の項目で、障がいまたは障がい者に関する直接的な言及が含まれています。また、SDGs採択の以前から、1981（昭和56）年の国際障害者年の制定、パラリンピックとオリンピックの連携など、ノーマライゼーションの理念は国際的な広がりを見せてきました。

国内に目を向けると、昭和57（1982）年の「障害者対策に関する長期計画」策定、平成5（1993）年の「障害者基本法」施行、平成18（2006）年の「障害者自立支援法」施行等を経て、平成25（2013）年には「障害者総合支援法」が施行され、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう総合的な支援が図られるようになりました。

このような中、本市では「やすらぎと安心に満ちた 支えあうまち 竹田」を目指し、竹田市障がい者基本計画を策定して計画的に障がい福祉施策に取り組んでまいりました。近年では、障がい者に対する適正な自立支援サービスの提供は言うに及ばず、城下町の無電柱化工事や、城下町歴史文化館と旧竹田荘を結ぶエレベーターの設置も計画の理念を基にして事業に取り組んできたところです。

この程、当該計画の見直しにあたり、障がい者福祉施策に関する基本的な事項を定めた「障がい者基本計画」と、支援に関する具体的な目標値等を定めた「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、より実効性を担保できるよう配慮いたしました。

コロナ禍で社会情勢が大きく変動している現在にあつて、障がいを有する人が住み慣れた地域で自らの望む生活を今後も送り続けることができるよう、関係機関等と連携しながら多岐にわたる障がい福祉施策を着実に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、計画策定委員会の皆様方をはじめ、アンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見を賜りました関係各位に心から敬意と感謝の意を表しまして、本計画によせてのご挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

竹 田 市 長

目次

(障がい者基本計画)

第1章 第3期竹田市障がい者基本計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 主な関連法等に係る年表.....	2
3. 計画の位置付け.....	3
(1) 計画の法的な位置付け.....	3
(2) 他計画との関係.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 策定体制.....	5
(1) 各種調査の実施.....	5
(2) 策定委員会の設置.....	5
(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集.....	6
6. 計画の対象.....	6
第2章 竹田市の障がい者をめぐる現状	7
1. 人口構成と高齢化の状況.....	7
2. 身体障がい児・者の状況.....	8
3. 知的障がい児・者の状況.....	10
4. 精神障がい児・者の状況.....	12
5. 難病患者の状況.....	14
第3章 計画の基本理念及び基本目標	15
1. 計画の基本理念及び基本目標.....	15
2. 計画の体系.....	15
第4章 施策の現状と課題及び今後の方向	17
基本目標1 生活支援の充実.....	17
(1) 相談支援体制の構築.....	17
(2) 在宅サービス等の充実.....	19
(3) 障がい児支援の充実.....	22
(4) サービスの質の向上.....	23
(5) 権利擁護の推進.....	24
基本目標2 保健・医療の推進.....	26
(1) 保健・医療の提供の充実.....	26
(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療の充実.....	27
(3) 難病患者の医療と療養生活の確保.....	28
基本目標3 教育・文化・スポーツ等の推進.....	29
(1) 教育システムの構築と環境整備.....	29
(2) 文化芸術活動、スポーツ等の推進.....	30
基本目標4 雇用・就労、経済的自立の推進.....	32
(1) 障がい者雇用の促進と就労支援.....	32
(2) 福祉的就労の底上げ.....	33

基本目標 5 安心・安全な生活環境の整備.....	35
(1) 移動交通手段等の充実	35
(2) 住環境・公共施設等の整備.....	36
(3) 防災、防犯の推進	37
基本目標 6 啓発・広報・コミュニケーションの充実.....	39
(1) 啓発・広報活動の推進	39
(2) 意思疎通支援の充実.....	41
(3) 情報提供の充実	41
(4) 情報アクセシビリティの向上	42

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

第5章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み 45

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	45
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	46
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	47
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	47
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	48
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	49
(6) 相談支援体制の充実・強化等	51
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	51
2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み	52
(1) 訪問系サービス	54
(2) 日中活動系サービス	56
(3) 居住系サービス	58
(4) 相談支援	59
3. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み	60
4. 地域生活支援事業の事業量見込み	62
(1) 必須事業	62
(2) 任意事業	67
5. サービス見込量等確保のための方策.....	68
(1) 訪問系サービス	68
(2) 日中活動系サービス	68
(3) 居住系サービス	68
(4) 相談支援	69

第6章 計画の推進体制 70

1. 計画の推進のために	70
(1) 連携・協力の推進	70
(2) 広報・啓発の推進	70
2. 推進体制の整備	71
(1) 計画の達成状況の進行管理.....	71
(2) 庁内推進体制の整備	71

資料編 72

1. 策定委員名簿	72
2. 用語集	73

第1章 第3期竹田市障がい者基本計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国は平成26年1月に障害者権利条約の批准・締結を行いました。この条約の締結に先立ち必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革が行われる中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」が制定されました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とすることになりました。

さらに、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大等）、障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの新しい内容も示されました。

平成30年には「第4次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーション[※]の理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた一層の推進を図るための施策が展開されています。

一方、近年では地震や台風といった自然災害による被害に加え、新型コロナウイルスをはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められる中、障がい者の災害時における安心・安全の確保や、保健衛生に関わる制度・環境の整備が求められています。

障がいのある人が、地域で安心して生活できる社会を実現していくためには、このような環境の変化や個人の状態・状況に応じた支援体制の構築と、施策の推進を図ることが必要となります。

本計画は、「第2期竹田市障がい者基本計画」及び「第5期竹田市障がい福祉計画・第1期竹田市障がい児福祉計画」の計画期間の終了にあたり、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図り、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにすることを目的に、新たに「第3期竹田市障がい者基本計画及び第6期竹田市障がい福祉計画・第2期竹田市障がい児福祉計画」として策定するものです。

文中の※については巻末の用語集にて説明しています。ご参照ください。(以降のページも同じ)

2. 主な関連法等に係る年表

第2期竹田市障がい者基本計画が策定された平成26年度以降に施行・改正された関連法に係る年表を以下に記載します。

平成26年

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行

第2期竹田市障がい者基本計画（平成26年～令和2年）策定

難病の患者に対する医療等に関する法律

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、27年1月から施行された。

平成27年

難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

平成28年

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

- ・障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実
- ・障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実

平成30年

第4次障害者基本計画策定（3月）

障がい者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

及び児童福祉法の改正（4月施行）

大分県障がい福祉計画（第5期）・大分県障がい児福祉計画（第1期）策定

第5期竹田市障がい福祉計画・第1期竹田市障がい児福祉計画策定

令和元年（平成31年）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の公布

大分県障がい者計画策定

令和2年度

竹田市障がい者基本計画見直し

竹田市障がい福祉計画・竹田市障がい児福祉計画見直し

3. 計画の位置付け

(1) 計画の法的な位置付け

障がい者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」である「第 5 期竹田市障がい福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしします。

障がい福祉計画は、障がい者プランの中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等の円滑な実施について定めた計画であり、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

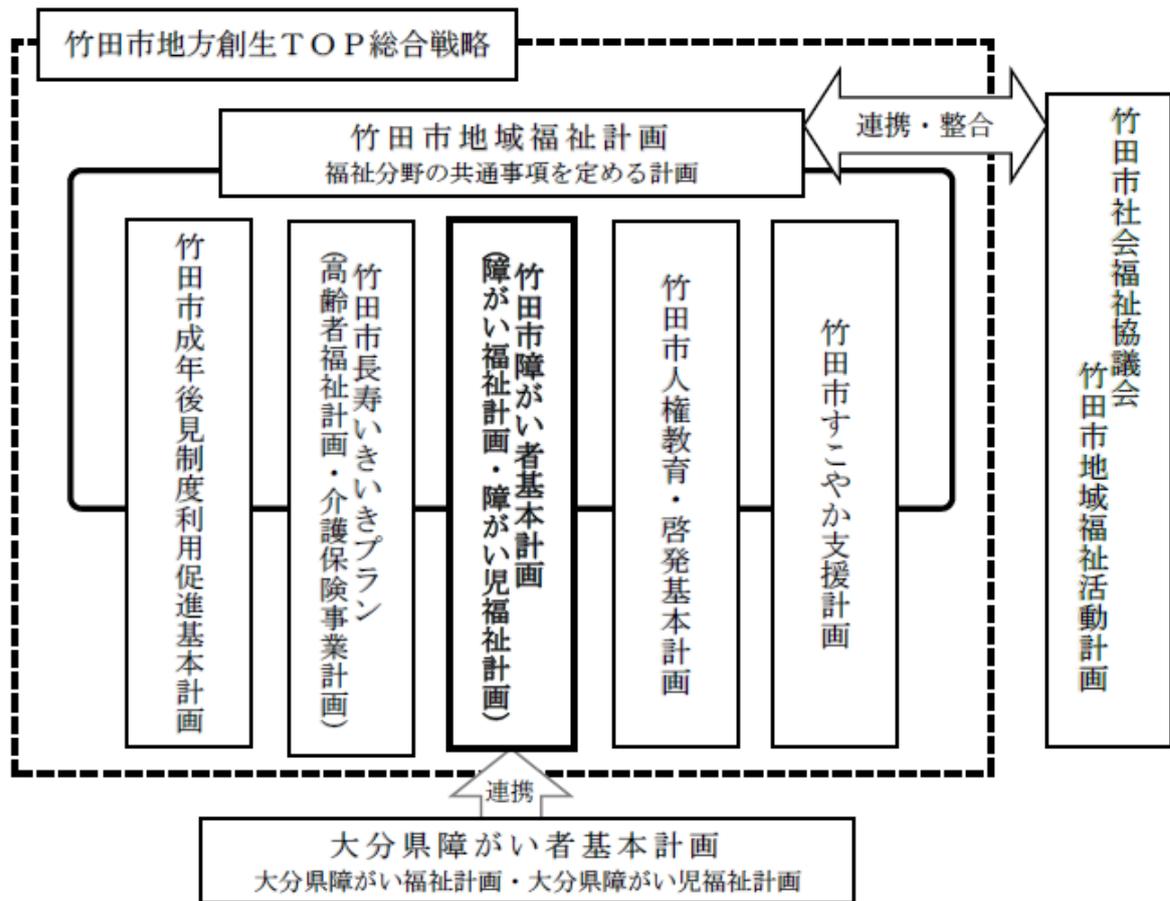
項目	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 及び第 33 条の 22)

(2) 他計画との関係

本計画は、竹田市地方創生 TOP 総合戦略の中の、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「第 2 次竹田市地域福祉計画・第 3 次竹田市地域福祉活動計画」、関連計画である「長寿いきいきプラン（第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」、「第 2 期竹田市すこやか支援計画」等及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定しました。

図表 1 竹田市各種計画の位置づけ



4. 計画の期間

第3期障がい者基本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

5. 策定体制

(1) 各種調査の実施

計画の改定にあたり、障がいのある人の生活実態や障がい福祉に関する意見・要望を把握し施策の検討を行うため、「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

図表 2 調査の概要

調査名称	調査対象	調査方法 調査期間	回収結果
竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート (障がい者)	18歳以上の身体、知的、精神障がい手帳交付台帳登載者	郵送での配付・回収及び施設での配布 令和2年9月1日 ～令和2年9月30日	配布 161人 回収 127人 有効回収率 78.9%
竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート (障がい児)	18歳未満の身体、知的、精神障がい手帳交付台帳登載者(児)	郵送での配付・回収及び施設での配布 令和2年9月1日 ～令和2年9月30日	配布 25人 回収 20人 有効回収率 80.0%

(2) 策定委員会の設置

計画案を検討する場として、「第3期竹田市障がい者基本計画及び第6期竹田市障がい福祉計画・第2期竹田市障がい児福祉計画策定委員会」を設置し意見聴取と審議を行いました。

図表 3 委員会開催概要

委員会名称	開催日	議事内容
第1回 策定委員会	令和2年 8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者基本計画と障がい福祉計画の位置づけについて 第5期計画の目標値に係る利用実績について 第6期計画における国の基本指針について アンケート調査について 今後のスケジュール
第2回 策定委員会	令和2年 11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の概要について 竹田市の現状について 調査結果からみる竹田市の現状について 基本理念及び基本目標について
第3回 策定委員会	令和3年 3月8日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの計画報告 計画成案の協議

(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和3年2月1日から15日まで計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

6. 計画の対象

本計画は、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画です。

障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が共に支えあい、活躍できる地域共生社会の実現が必要です。よって、全市民を計画の対象とします。

また、本計画における「障がい者」、「障がい児」の定義は手帳の有無に関わらず下記のとおりです。

【障がい者】

・ 身体に障がいがある人	【18歳以上】
・ 知的障がいがある人	【18歳以上】
・ 精神に障がいがある人	【18歳以上】
(発達障がいがある人、高次脳機能障がいがある人を含み、知的障がいがある人を除く。)	
・ 難病等がある人	【18歳以上】

【障がい児】

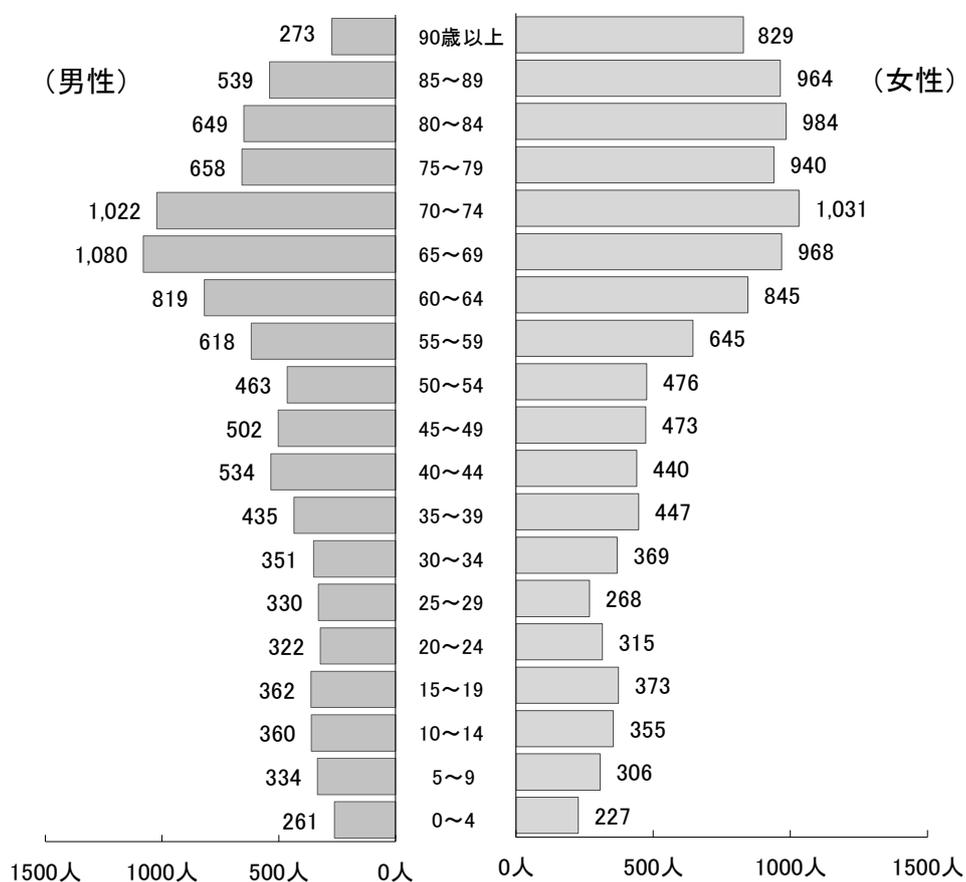
・ 身体に障がいがある児童	【18歳未満】
・ 知的障がいがある児童	【18歳未満】
・ 精神に障がいがある児童	【18歳未満】
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)	
・ 難病等がある児童	【18歳未満】

第2章 竹田市の障がい者をめぐる現状

1. 人口構成と高齢化の状況

本市の総人口は令和2年3月31日現在 21,167 人であり、うち、男性は 9,912 人、女性は 11,255 人となっています。そのうち、高齢者の人口は 9,937 人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は 46.9%となっています。高齢化率は男性（42.6%）よりも女性（50.8%）の方が高くなっています。

図表 4 人口ピラミッド



令和2年3月31日現在

資料：住民基本台帳

2. 身体障がい児・者の状況

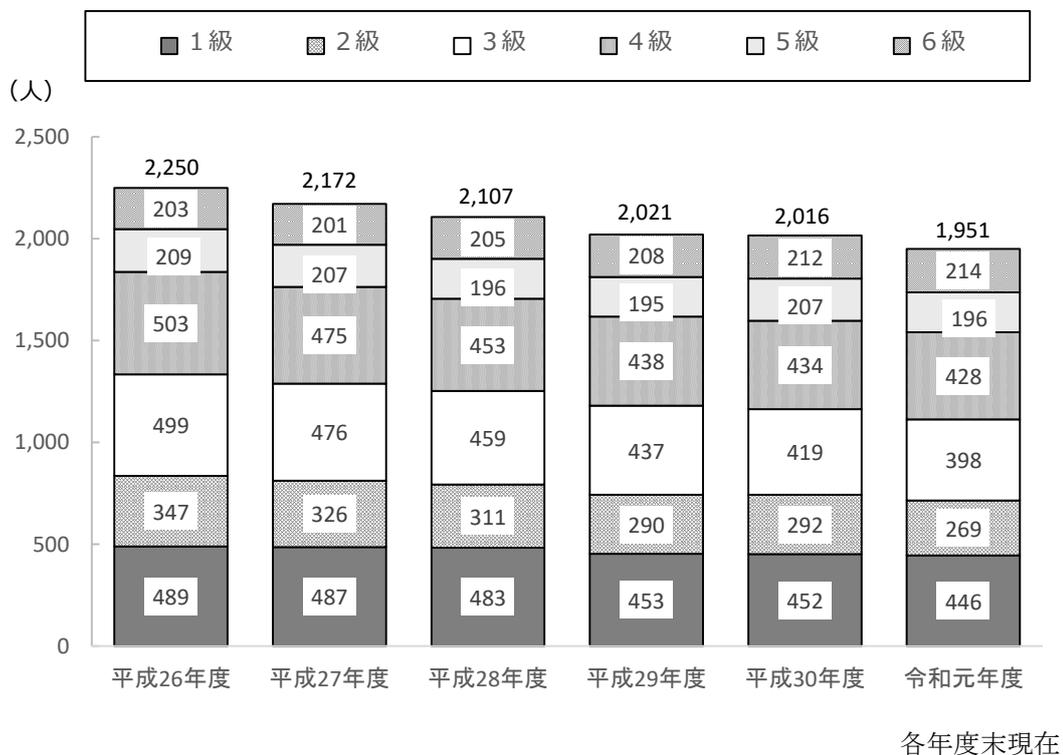
本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年度からの 5 年間で 299 名（13.3%）減少しており、令和元年度末現在では 1,951 人となっています。（図表 5）

年度別の身体障害者手帳所持者数の割合をみると、あまり大きな差はみられません。平成 29 年度までは減少傾向にありますが、平成 30 年度と令和元年度では若干増加しています。（図表 6）

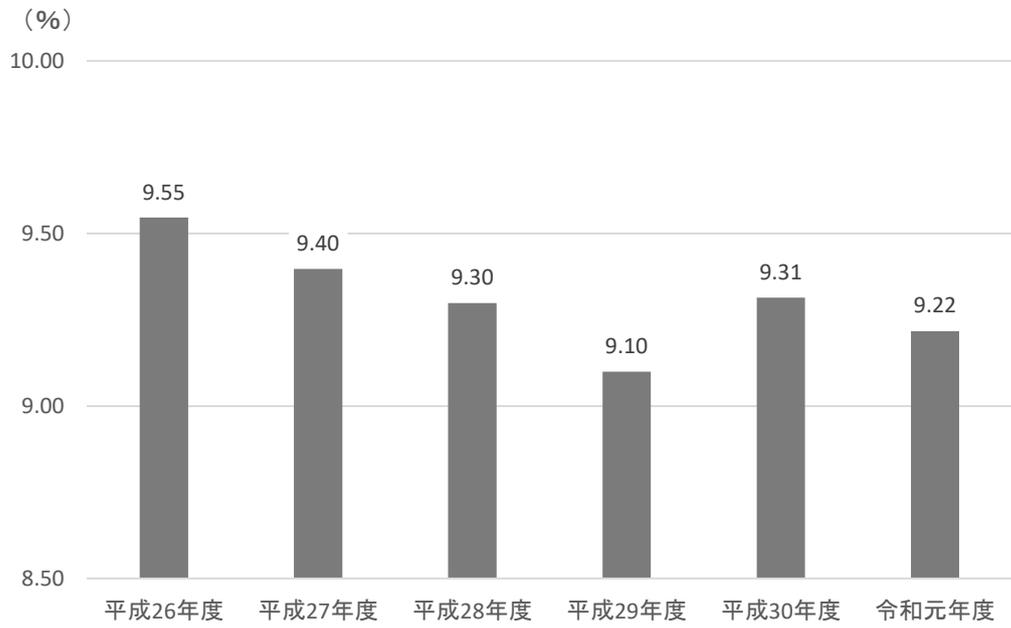
年齢別にみると、85.8%は 65 歳以上の高齢者となっています。（図表 7）

一般的に高齢になるにつれ、病気等の理由により身体障がいになるリスクも高くなる傾向にあります。人口ピラミッド（図表 4）の人口構成をみると最も人口の多い年齢階層は 65～74 歳の前期高齢者であり、今後この年齢階層が順次後期高齢者となることで高齢者の身体障がい者数が増加していくと考えられます。

図表 5 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

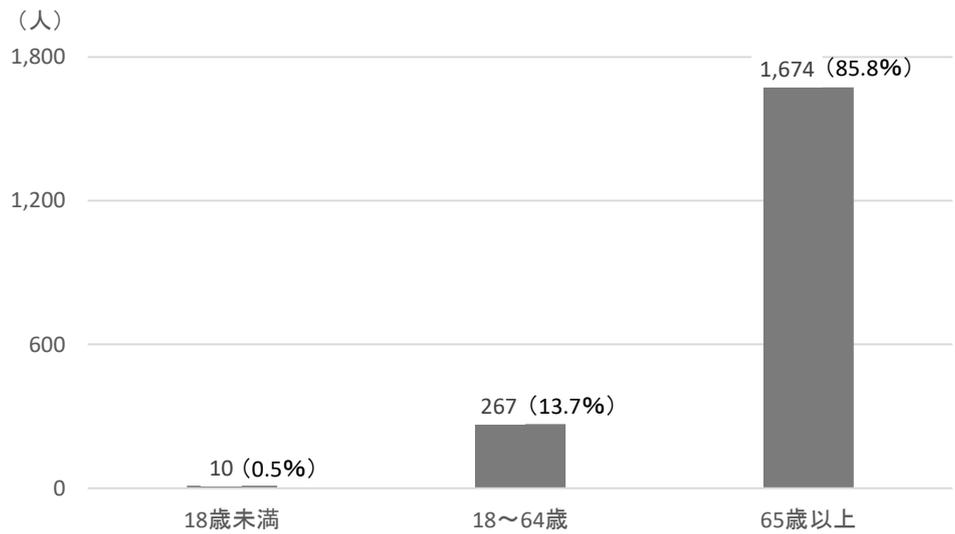


図表 6 年度別身体障害者手帳所持者数の全人口に対する割合



令和元年度末現在

図表 7 年齢別身体障害者手帳所持者数



令和元年度末現在

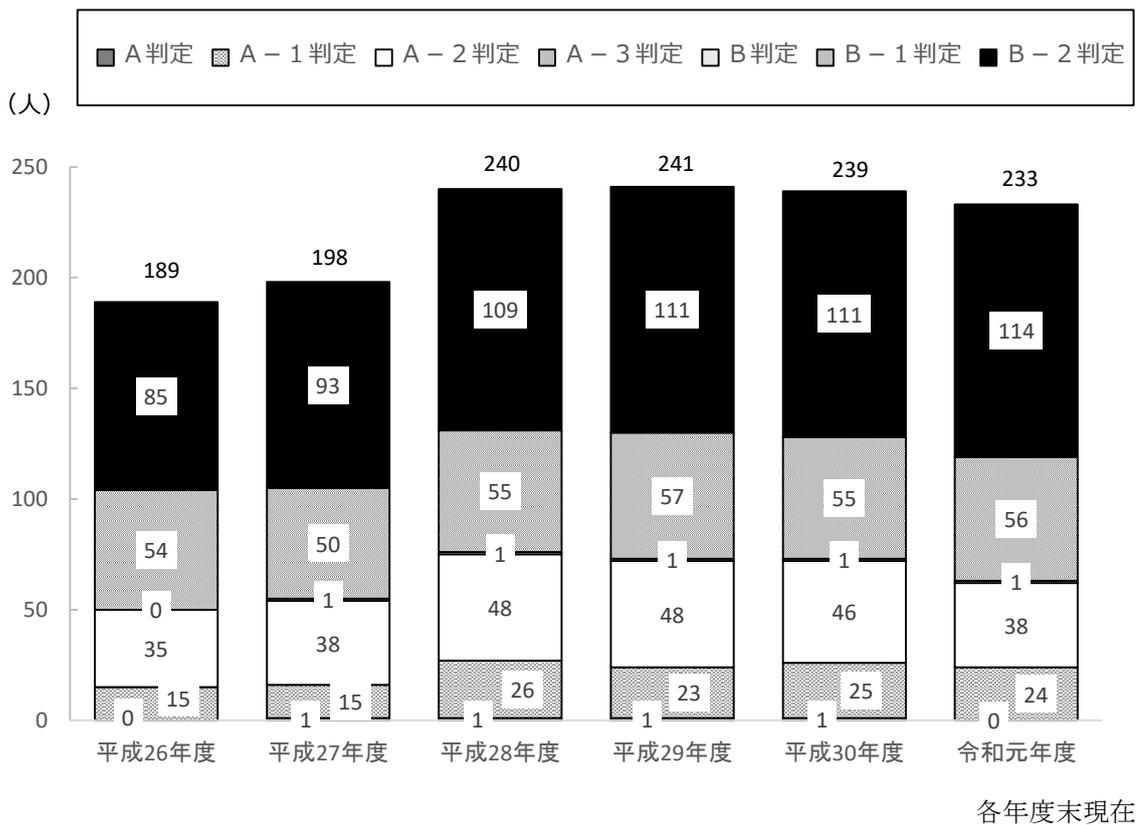
3. 知的障がい児・者の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成28年度に大幅に増加し、その後、平成29年度をピークにゆるやかに減少傾向にあります。

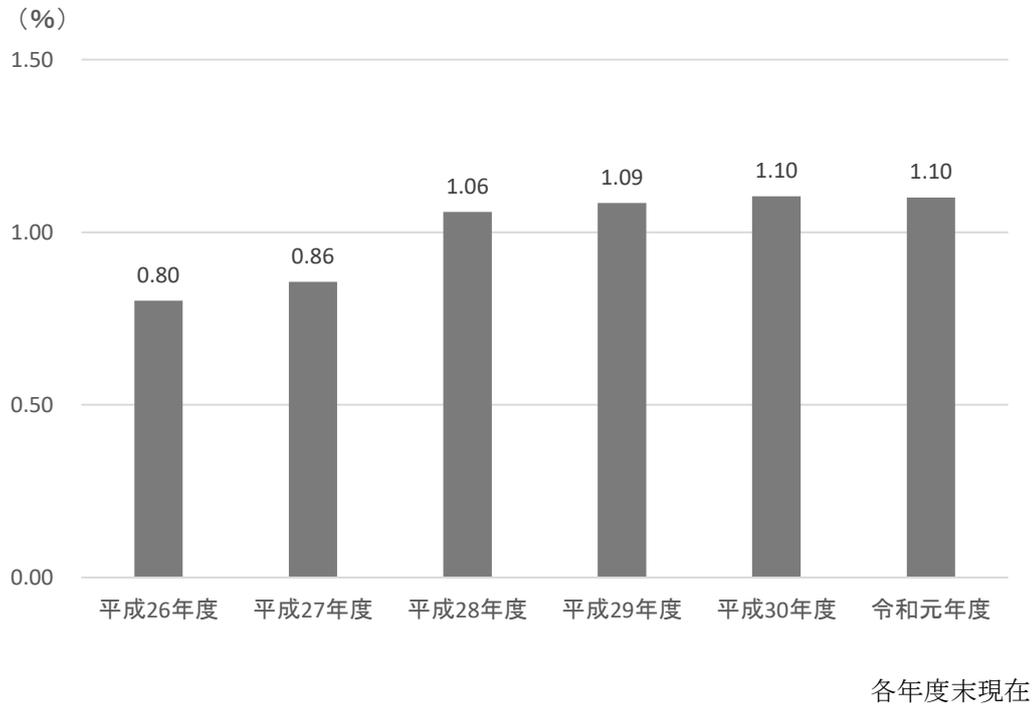
障がい程度別に見ると、特にB-2判定が5年間で29名(34.1%)増加しており、比較的軽度者の伸びが目立っています。(図表8)

年齢別にみると、令和元年度の療育手帳所持者の197名(84.5%)は18歳以上です。一方、平成26年度からの5年間で18歳以上の療育手帳所持者は25名(14.5%)増加しているのに比べ、18歳未満では19名(111.8%)増加しており、18歳未満の増加傾向がより著しいことが分かります。(図表10)

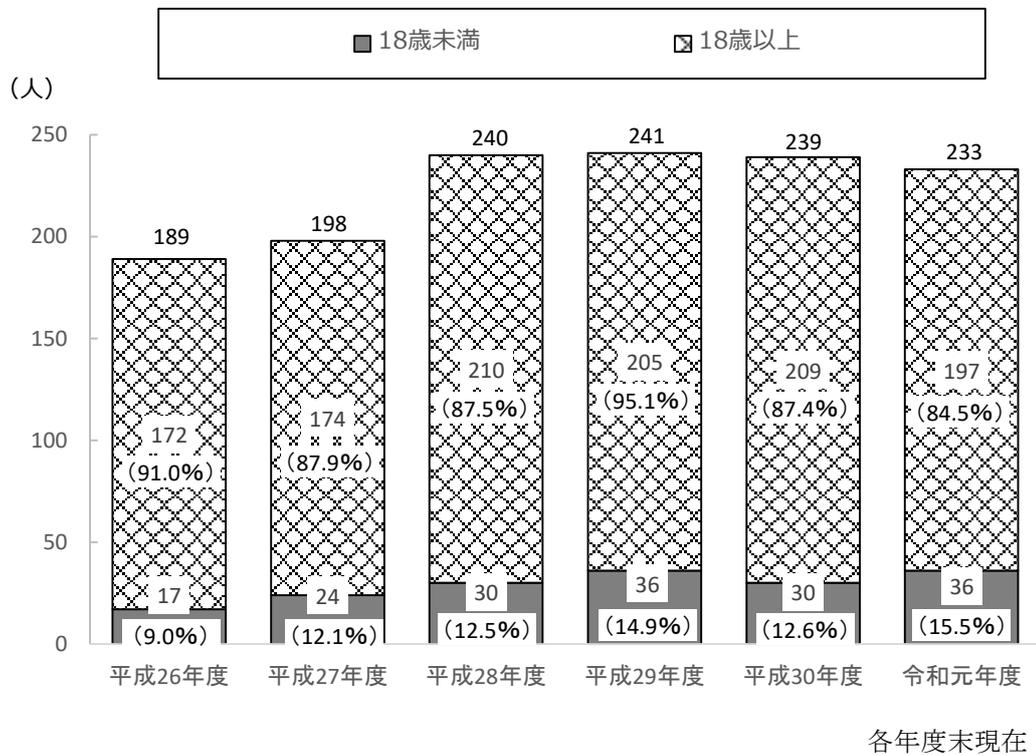
図表8 年度別・障害程度別療育手帳所持者数の推移



図表 9 年度別療育手帳所持者数の全人口に対する割合



図表 10 年齢別療育手帳所持者数の推移



4. 精神障がい児・者の状況

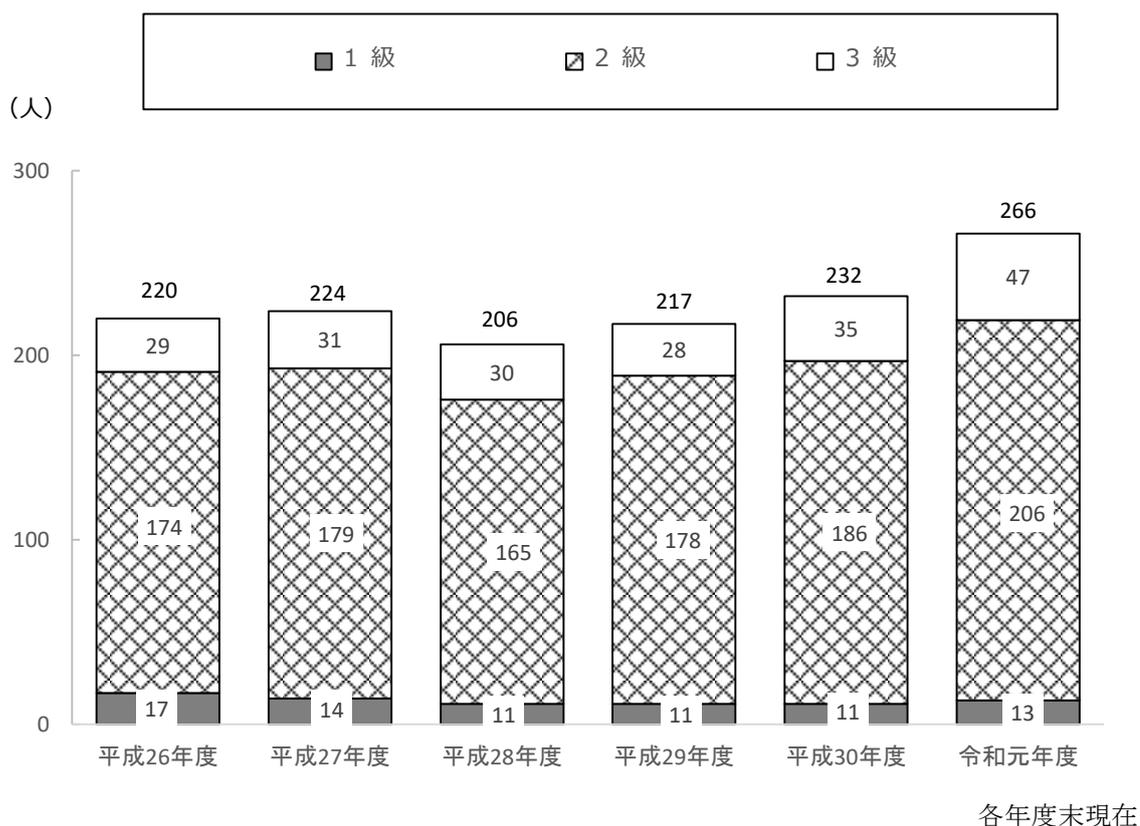
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 26 年度では 220 人であったのに対し令和元年度では 266 人となっており、20.9%の増加となっています。

等級別に見ると 3 級は 5 年間で 18 名 (62.1%) 増加している一方、1 級はほぼ横ばい傾向にあり、比較的軽度者の増加が目立ちます。(図表 11)

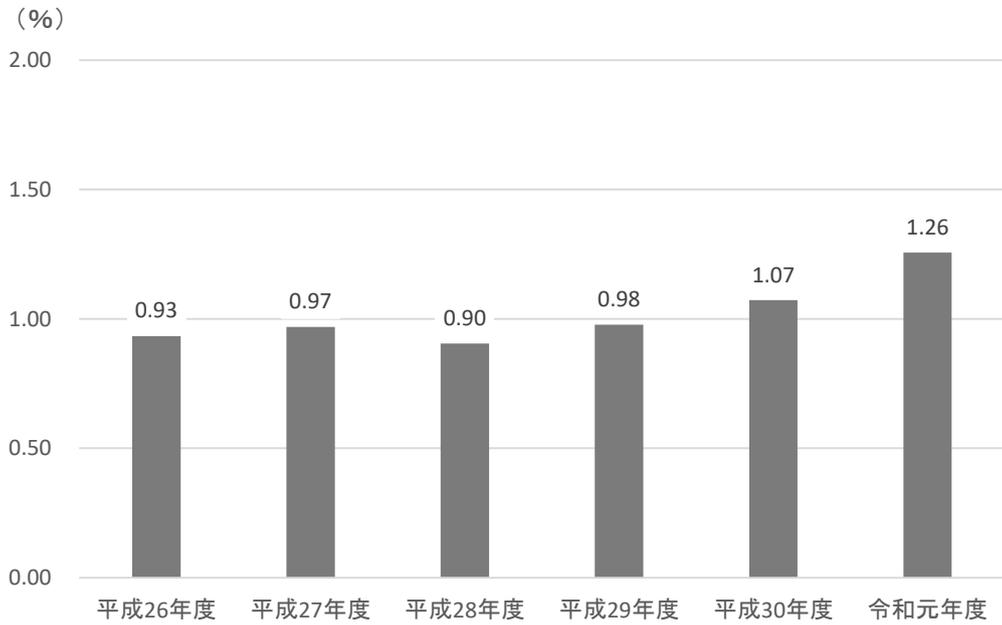
年度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合をみると、平成 30 年度から増加傾向にあります。(図表 12)

なお、自立支援医療（精神）利用者数の推移をみると、平成 26 年度からの 5 年間で 167 名 (32.5%) 増加しており、大幅に増加傾向にあることが分かります。(図表 13)

図表 11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

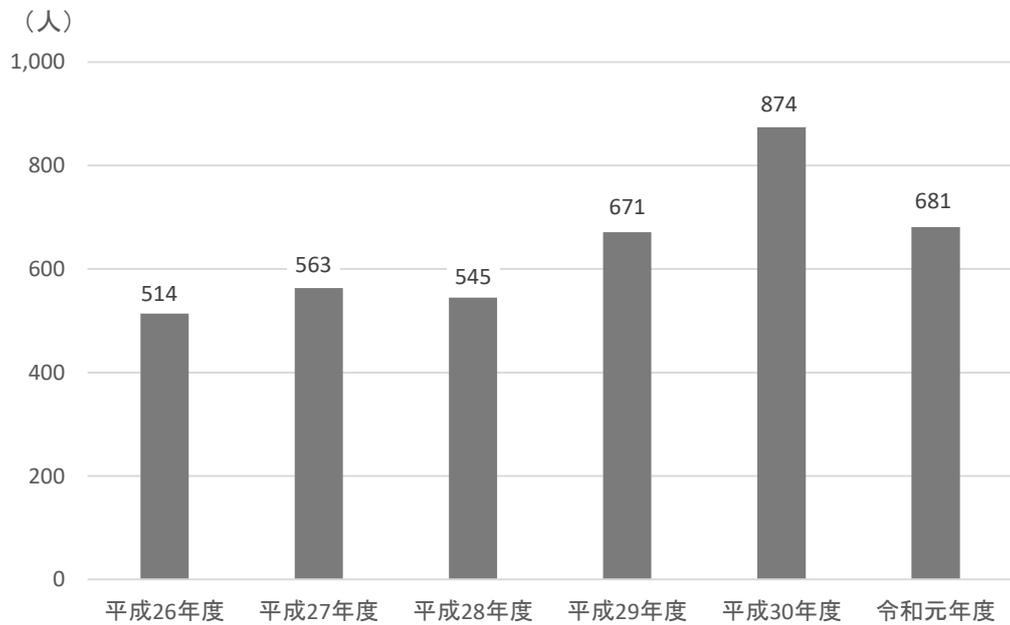


図表 12 年度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の全人口に対する割合



各年度末現在

図表 13 自立支援医療（精神）利用者数の推移



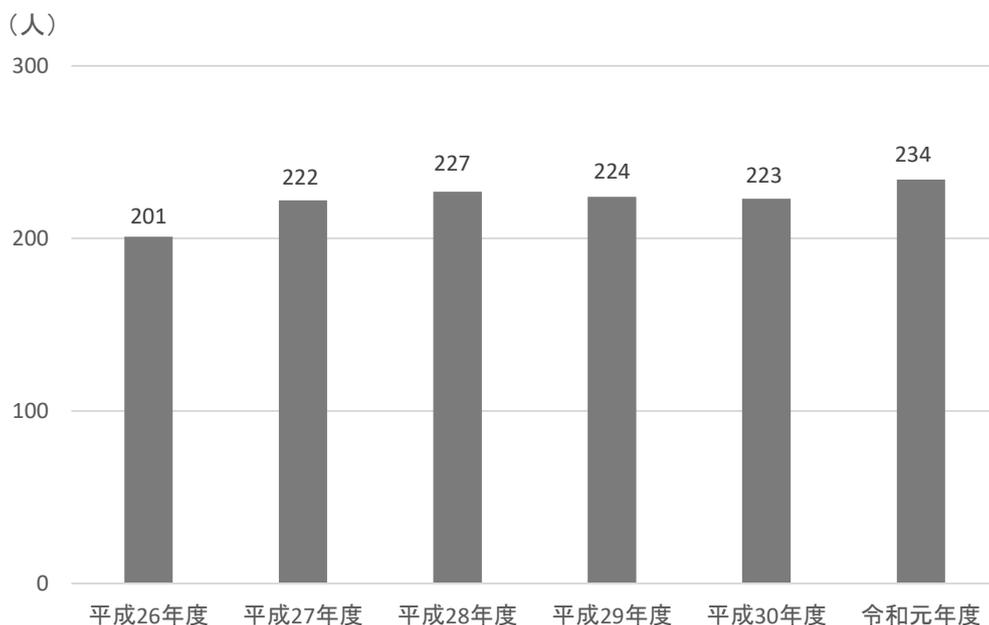
各年度末現在

5. 難病患者の状況

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から、指定難病患者に対する新たな医療費助成制度が始まりました。この法律に基づく医療費助成対象疾病は平成 27 年 1 月 1 日に 56 疾病から 110 疾病となり、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 29 年 4 月から 330 疾病、平成 30 年 4 月には 331 疾病、令和元年 7 月に 333 疾病に拡大されました。また、平成 25 年に施行された障害者総合支援法により発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、より一層の相談支援の充実や地域における自立した生活のための支援の充実などが求められています。

本市の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数をみると、平成 26 年度からの 5 年間で年度によりばらつきはありますがおおむね増加傾向にあります。（図表 14）

図表 14 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移



各年度末現在 豊肥保健所報

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1. 計画の基本理念及び基本目標

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念のもと、障がいのある人が抱える問題を、市民一人ひとりが自らの課題として受けとめ、その自立を支援していく社会の実現を推進する必要があります。

また、「第2期竹田市障がい者基本計画」に基づき実施してきた施策の継続性を図り強化していくこととします。

こうしたことを踏まえて「第3期竹田市障がい者基本計画」では、「やすらぎと安心に満ちた 支え合うまち 竹田」を基本理念に、障がい者支援の充実を図ります。

[基本理念]

やすらぎと安心に満ちた 支え合うまち 竹田

[基本目標]

基本目標1 生活支援の充実

基本目標2 保健・医療の推進

基本目標3 教育・文化・スポーツ等の推進

基本目標4 雇用・就労、経済的自立の推進

基本目標5 安心・安全な生活環境の整備

基本目標6 啓発・広報・コミュニケーションの充実

2. 計画の体系

基本目標1 生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 在宅サービス等の充実
- (3) 障がい児支援の充実
- (4) サービスの質の向上
- (5) 権利擁護の推進

基本目標2 保健・医療の推進

- (1) 保健・医療の提供の充実
- (2) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療の充実
- (3) 難病患者の医療と療養生活の確保

基本目標3 教育・文化・スポーツ等の推進

- (1) 教育システムの構築と環境整備
- (2) 文化芸術活動、スポーツ等の推進

基本目標4 雇用・就労、経済的自立の推進

- (1) 障がい者雇用の促進と就労支援
- (2) 福祉的就労の底上げ

基本目標5 安心・安全な生活環境の整備

- (1) 移動交通手段等の充実
- (2) 住環境・公共施設等の整備
- (3) 防災、防犯の推進

基本目標6 啓発・広報・コミュニケーションの充実

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 情報提供の充実
- (4) 情報アクセシビリティ[※]の向上

第4章 施策の現状と課題及び今後の方向

基本目標 1 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がいに関因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、悩みや困りごとの主な相談先として「家族や親せき」(58.3%)、「施設の指導員など」(57.5%)を挙げた障がい者が多くなっており、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」(14.2%)、「行政機関(市役所など)の相談窓口」(11.0%)を挙げる障がい者は相対的に少なくなっています。相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない障がい者も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要性があります。(図表 15)

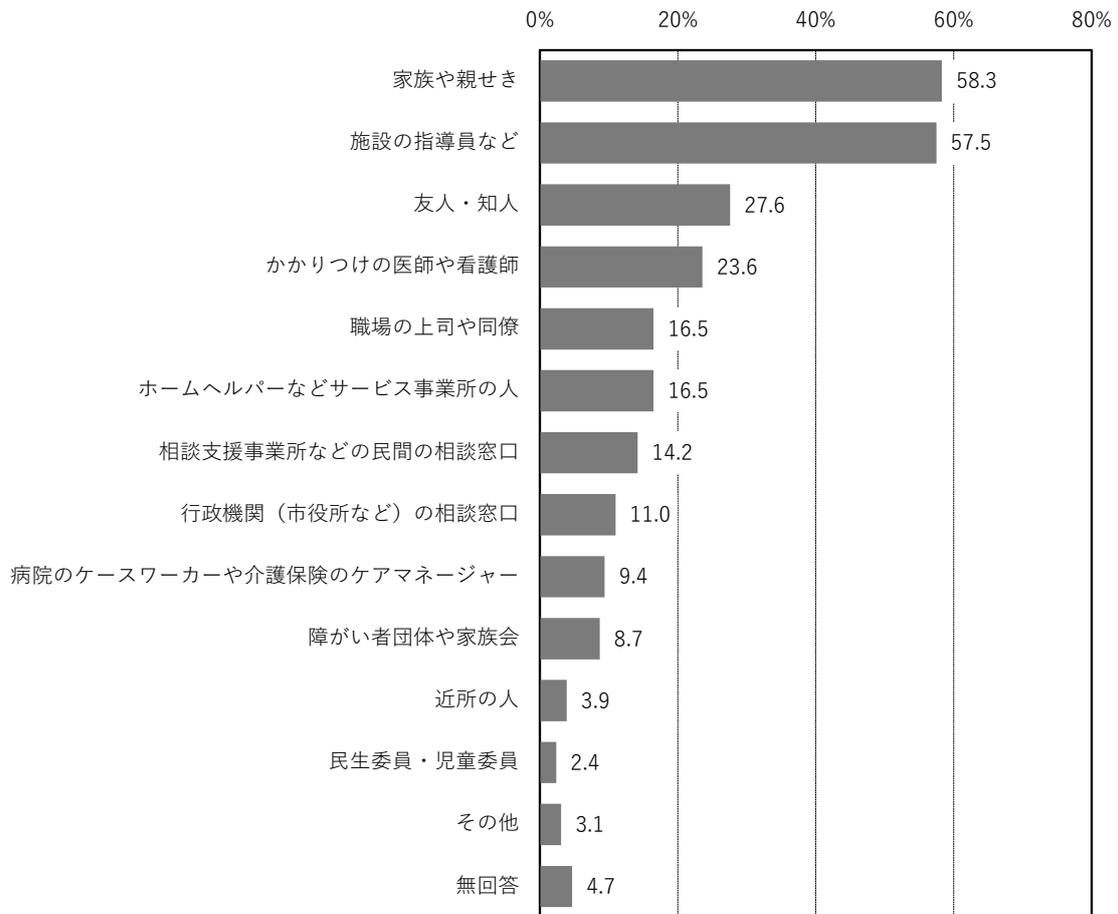
介助が必要な障がい者を主に介助する人として最も多く挙げられているのは「父母・祖父母・兄弟」(33.1%)であり、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」(30.7%)となっています。障がいのある人の介助は主に家族が行っているという実態に加え、調査結果からホームヘルパーや施設サービスを利用している人も多く存在することから、本市でも支援サービスが普及していることがうかがえます。(図表 16)

今後、介護者の高齢化により介護負担がこれまで以上に増大したり、家族との死別等で介護者がいなくなったりする事案も増加することも考えられるため、より一層の支援体制の強化が求められます。

竹田市自立支援協議会では、地域の諸課題の解決に取り組むとともに、地域の関係機関との連携を強化し相談支援体制の充実を図っています。今後も、当事者が困ったときに気軽に相談でき、速やかな課題の解決につながるよう、専門職員の養成・確保を図るとともに、窓口やサービスに関する情報の提供を今後も積極的に進めることが必要です。

また、障がいに関する相談のみにかかわらず介護や生活困窮、子育てなど複合的な相談に対応するため、重層的な相談支援体制の構築を目指していきます。

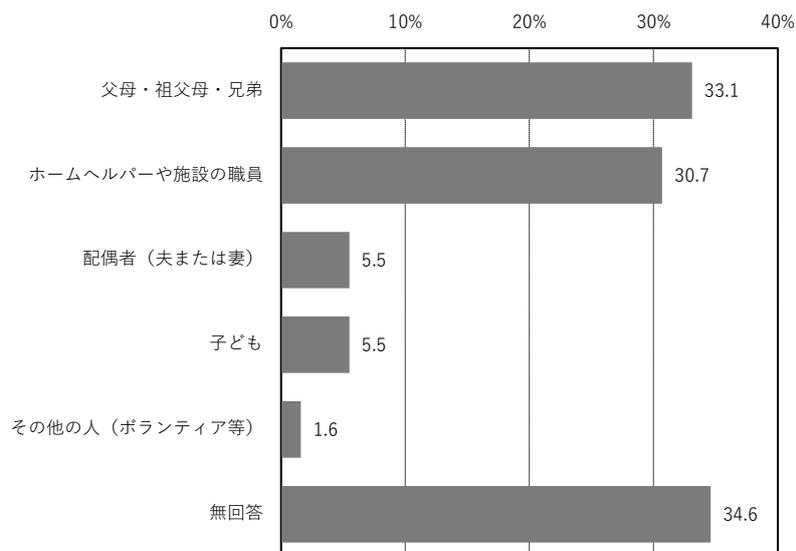
図表 15 悩みや困りごとを相談する相手



計：127人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

図表 16 主な介助者



計：127人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 市が委託する一般相談支援事業所が集まる相談支援事業所連絡会や、相談支援事業所が自主的に開催する学習会に参加し、情報提供を行っていくとともに、相談支援事業所間の連携を図ります。また、各種相談窓口のさらなる周知・啓発を行います。
- 市内の障がい福祉サービス提供事業所が集まる竹田市障がい福祉サービス事業所連絡会を開催し、相談支援事業所と訪問系、日中活動系等のサービスを提供する事業所との連携を深めます。
- 身近に相談できる相手として、身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知を図ります。
- 地域包括支援センターと連携を図り、障がいのある高齢者に対する支援を行います。
- 竹田市自立支援協議会において、地域の諸課題の把握と課題についての取組を行っていきます。
- 施設入所者や精神科病院に入院している精神障がいのある人の円滑な地域移行、地域定着のため、精神障がい者地域移行支援協議会等において関係機関と連携を図ります。
- 触法障がい者の地域移行としては、地域生活定着支援センターと連携を行い、刑務所等出所前から関係機関とネットワークを構築します。出所後直ちに福祉サービスの利用につなげることで、触法障がい者の社会復帰の支援や再犯防止に努めます。
- 難病等の方が障害者総合支援法におけるサービスを利用できることについて周知を行います。また、日常生活における相談等を行えるよう難病相談支援センターとの連携を図ります。
- 家族や親せきの不安や悩み軽減し、継続して障がい者の支援が行えるよう、家族会の活動を支援していきます。

(2) 在宅サービス等の充実

【現状と課題】

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果によると、本市の障がい者の約半数（48.0%）が家族と暮らしていることが分かります。（図表 17）

福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしていると回答した方に、将来、地域で生活したいかたずねたところ「今のまま生活したい」との回答が 71.4%となっている中で、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」との回答も 14.3%となっています。（図表 18）

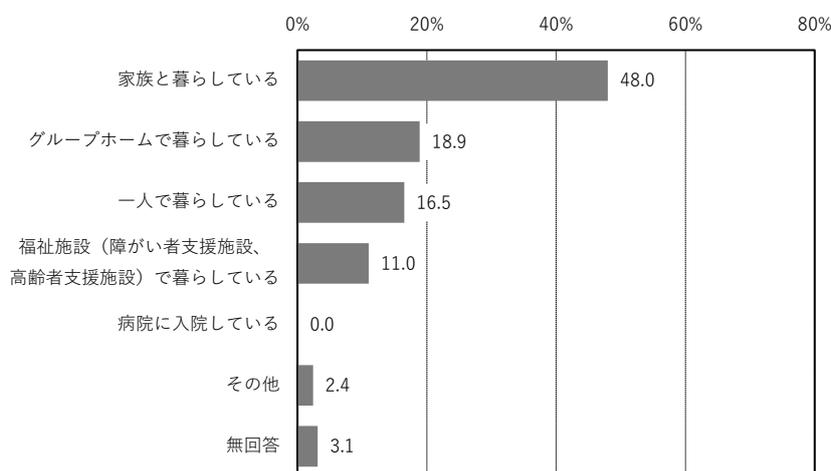
また、今後地域で生活するためには、どのような支援があればよいかたずねたところ、

「経済的な負担の軽減」と回答した割合が最も高く 71.4%となっています。次いで、「相談対応等の充実（24 時間受け付けできるなど）」（57.1%）、「コミュニケーションについての支援」（50.0%）が挙げられており、今後も引き続き、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるような体制の強化に努めていく必要があるといえます。（図表 19）

在宅の障がいのある人への支援としては、居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サービス、生活介護、就労継続支援事業等の日中活動系サービスや短期入所サービス、共同生活援助（グループホーム）等の地域における住まいの場を提供するサービス等があります。

障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送れるよう、訪問系や日中活動系サービスの整備を図るとともに、多様なニーズに応じていくためには共同生活援助等の住まいの場を確保することが必要です。

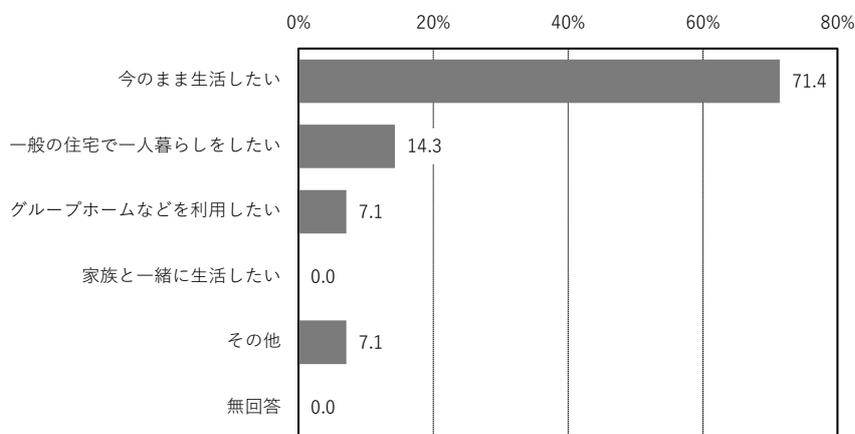
図表 17 現在どのように暮らしているか



計：127人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

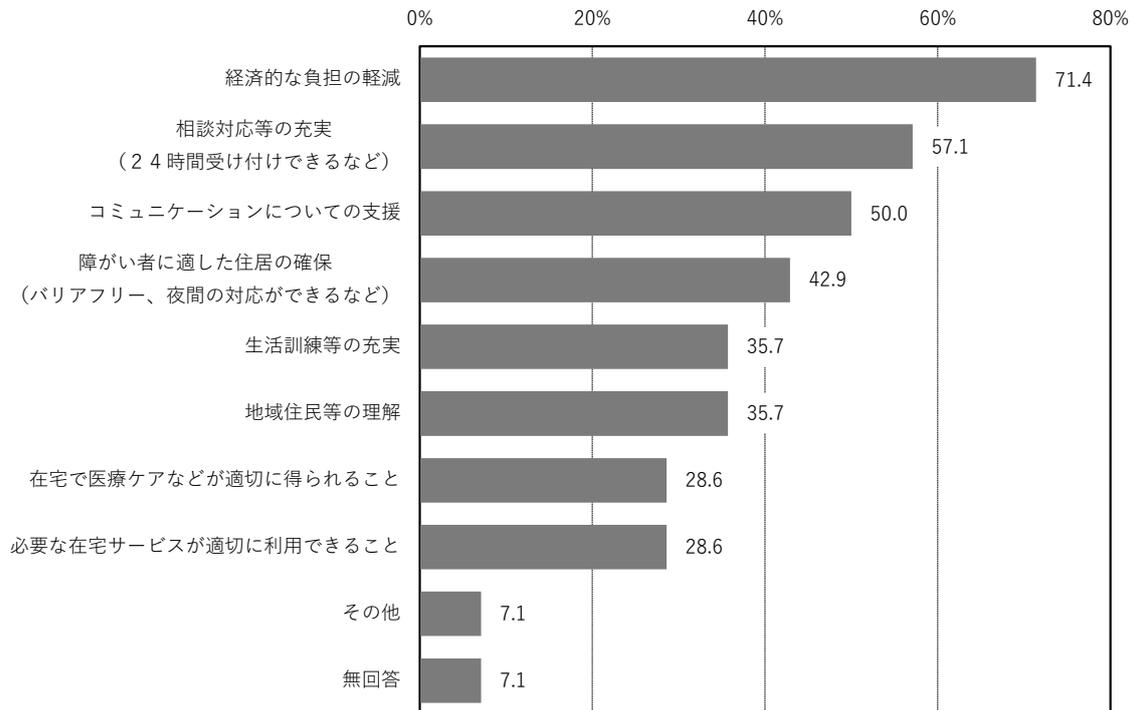
図表 18 将来、地域で生活したいと思うか



計：14人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

図表 19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいか



計：14人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 障がいのある人が必要なサービスを選択できるよう、冊子を作成し制度の周知を図ります。また、市報やホームページを活用し制度の周知を図ります。
- 介護保険制度で訪問系サービスを提供する事業所に協力を依頼し、訪問系サービス提供事業所の増加を図り、居宅生活を支えるサービスの提供体制の整備に努めます。
- 訪問系サービス提供事業所向けの研修会を開催し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。
- サービス利用については、広域での利用も視野に入れ情報提供を行います。
- 公営住宅については、障がいのある人の配慮入居を行うとともに、地域で自立した生活を行えるよう共同生活援助（グループホーム）等の整備に努めます。
- 障がい福祉計画に基づき、施設入所者や精神科病院入院患者等の地域移行を進めます。
- 退院可能な精神障がいのある人の地域移行を推進するため、受け入れ態勢の整備を支援するとともに、地域移行支援や地域定着支援の普及啓発を行います。また、精神障がい者地域移行支援協議会等で医療機関、保健所等と連携をして地域移行の推進に努めます。
- 障がい福祉サービスの利用が困難な障がいのある人に対し、健康で自立した食生活を送ることができるよう、「食」の自立支援事業（配食サービス等）を実施します。

(3) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

障がい児及びその家族に対しての支援においては、障がい児の専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関連機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築する必要があります。

今後も関係機関が連携し、障がい児に対する支援を行っていく体制づくりが必要です。

【今後の取組】

- 乳幼児健診、5歳児健診等の子どもの健診を実施する「子育て世代包括支援センター」と連携を図り、支援を必要とする子どもの把握を行い、早期から適切なサービスが受けられるよう努めます。
- 「サポートファイルぽこ・あ・ぽこ」を活用し、子どもの支援に関する情報を小中学校や教育委員会等と共有することにより、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が行える体制づくりに努めます。
- 卒業後の支援については、卒業前から特別支援学校等の教育機関と連携を図り、継続して支援する体制づくりに努めます。
- 地域で生活する障がい児やその家族が必要な支援を受けられ、安心して相談できるよう情報提供や相談支援等を行っていきます。また、児童福祉法による支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）が組み合わせて提供できる体制づくりに努めます。
- 施設に入所している障がい児に対して、18歳になっても継続した支援が受けられるよう県と連携を図ります。

(4) サービスの質の向上

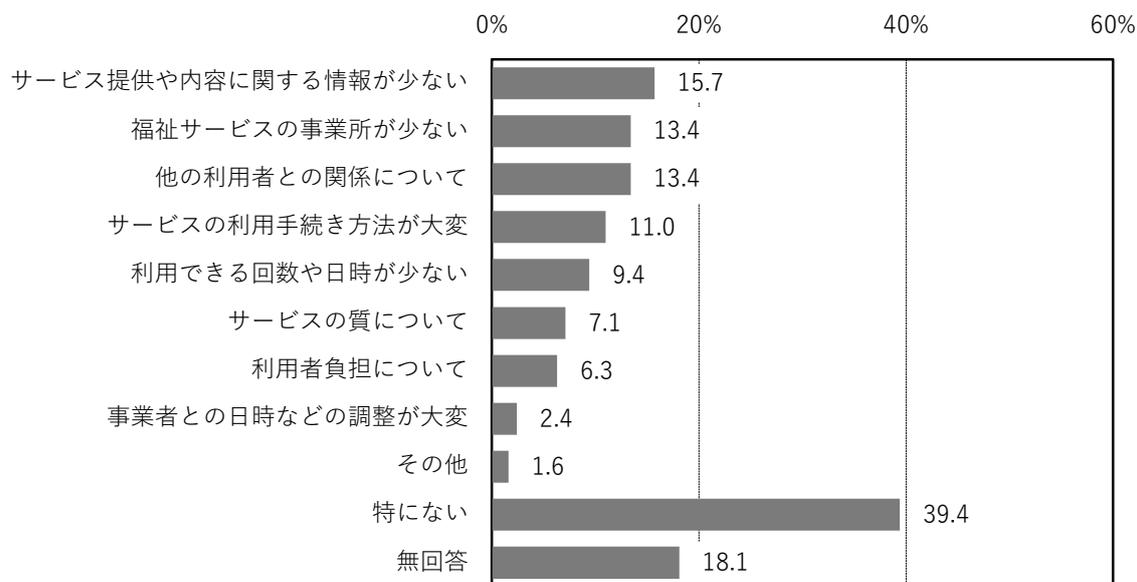
【現状と課題】

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果によると、障がい福祉サービスなどを利用する上で困っていることで最も多く挙げられているのは「サービス提供や内容に関する情報が少ない」(15.7%) となっています。

一方、「サービスの質について」と答えた人は 7.1% となっており、相対的にみると少なくなっていますが、サービスを利用するにあたってサービスの質の向上を求めている人が一定数存在していることが分かります。(図表 20)

今後、サービスを必要とする方が適切にサービス利用できるよう基盤を整備するとともに、障がいのある人を身近で支援する相談支援専門員やサービス提供に従事する職員の確保とその資質の向上が求められます。また、サービスやその内容に関する情報を確実に入手できるように、広報や情報発信を推進していく必要があります。

図表 20 障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていること



計：127人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 竹田市障がい福祉サービス事業所連絡会において、事例検討や制度変更等の学習を通じて、資質の向上を図るとともに、市内事業所の連携を深めます。
- 相談支援事業所が自主的に開催している学習会の活動を支援していきます。
- 県主催の研修会や相談支援事業所が自主的に開催している学習会等に参加し、関係職員の資質の向上を図ります。
- 市民がサービスやその内容に関する情報を確実に入手できるように、広報や情報発信の強化を図ります。

(5) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人への虐待は深刻な権利侵害であり、その生活を脅かし、自立や社会参加を大きく損なうものです。障がいのある人の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、本市では、通報の受け付け、障がいのある人への虐待の防止、早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいます。

障がいのある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくうえで、成年後見制度などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。「成年後見制度」とは、障がいや認知症等により判断能力が不十分な人に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

しかしながら、判断能力の不十分な人を支える重要な手段であるにもかかわらず、制度や相談窓口の周知不足などから十分に利用されていないこと、後見等の開始後に本人やその親族・後見人を支援する体制が十分に整備されていないことなど、成年後見制度の利用について、様々な課題が挙げられています。

このような状況から、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年 5 月に施行するとともに「成年後見制度利用促進基本計画」を平成 29 年 3 月に閣議決定しました。

本市では、令和 2 年 12 月に「竹田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し障がいのある人や高齢者等の成年後見制度の利用支援に関する取組を進めていることから、本計画と連携を図りながら権利擁護の推進をしていく必要があります。

【今後の取組】

- 市報、ケーブルテレビ等を活用して障がいのある人への虐待防止について啓発を行い、虐待を未然に防止するとともに、市民が市民の虐待防止に向けた意識の醸成を促し、虐待の早期発見に努めます。
- 県が実施する研修会へ積極的に参加し、関係職員の資質の向上を図ります。
- 県や労働局、警察署等と連携を行い、虐待の通報に対し適切に対応し、早期の問題解決を図ります。
- 介護疲れや社会資源等の認識不足が虐待の要因となることもあり、虐待の未然防止を図るため養護者を対象とした相談や助言等の支援を行います。
- 成年後見制度の申立てに要する費用等の助成を行います。また、費用等の助成について周知を図ります。
- 「竹田市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市民後見人（ボランティア）の育成に努めるとともに、障がいを持つ人の権利擁護の推進を図ります。
- 成年後見制度を知らない、どこに相談したらいいのか分からないなどの理由で成年後見制度を利用したいと思っても、利用できていないことがないように、市民に向けて成年後見制度の幅広い周知を行います。
- 障がいのある人が選挙権を行使できるよう、必要な配慮を行います。

基本目標 2 保健・医療の推進

(1) 保健・医療の提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人にとって、障がいの軽減を図り、就労や社会参加を促進するためには、医療の提供やリハビリテーションは重要です。また、障がいの重度化・重複化を予防するために、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図るための施策の展開が必要です。

市では、障がいのある人の医療費の負担軽減を図るため医療費の給付を行っています。今後は、障がいの状況や症状に合ったリハビリテーション等が適切に受けられるよう医療機関と連携を図り、情報提供を行っていくことが求められています。障がいのある人が身近な地域において適切な保健・医療サービスが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の充実・地域包括ケア体制の構築を図っていく必要があります。

また、近年猛威を振るっている、新型コロナウイルスをはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められています。

新型コロナウイルスの感染拡大は市民の安全・安心を脅かしており、特に障がいのある人にとっては、障がい福祉サービスの利用が制限されるなどの大きな影響を与えていることから、障がい福祉分野においても、安心・安全の確保や保健衛生に関わる制度・環境の整備が必要です。

「竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮しつつ、感染症防止対策をとりながら、迅速かつ柔軟な対応をしていくことが重要です。

【今後の取組】

- 公費負担制度である自立支援医療や重度心身障がい者医療費制度により、必要な医療を受けられるように支援します。
- 聴覚障がいのある人の意志疎通が図れ、安心して必要な医療を受けられる環境を整備するため手話奉仕員の派遣を行います。
- 専門機関において障がいの状況や症状に合ったリハビリテーション等が適切に受けられるよう広域利用を含めた地域連携を強化し、必要な情報提供を行います。
- 竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮しつつ、障がい福祉サービス等事業所等と連携し感染症対策の周知徹底を図ります。
- 障がい福祉サービス等事業所等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄など、感染症対策物品の確保について検討し、県、市、関係団体が連携して感染症発生時に迅速な対応が行えるよう態勢を整えます。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、治療の充実

【現状と課題】

身体障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。心疾患・脳血管疾患などの循環器疾患の背景には、糖尿病重症化による合併症があることも珍しくありません。日常生活に支障をきたす糖尿病は、継続的な治療を必要としますが、重症化するまでは特別な症状がないため、治療中断者が多いのも特徴です。このため、生活習慣病の予防や対策が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。竹田市健康づくり計画では、健康診断をより多くの市民が受けられるよう啓発活動に取り組み、その結果を健康管理に役立てられるよう支援しています。今後も、疾病の予防や早期発見、重症化を予防する取組が求められています。

一方、精神疾患についても正しい知識を持つことで、初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることが大切です。しかし、精神疾患に対する理解はまだ十分とはいえず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取組が必要です。

また、乳幼児健診において疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、5歳児健診や発達相談会で発達障がいの疑いのある子どもを把握し、支援を行ってききましたが、今後も適切な支援が受けられるよう相談支援体制及びサービスの基盤の整備を図る必要があります。

【今後の取組】

- 健康診断等を行い、障がいの発症につながりやすい疾病の早期発見に努めるとともに、早期治療のための受診を勧め、重症化を予防します。
- 健康診断や保健指導を実施し、食生活、運動、飲酒、喫煙、歯科保健等に関する生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病の予防に努めます。
- こころとからだの健康は密接に関わっているため、睡眠やストレスとの付き合い方等の啓発を行い、うつ病等精神疾患の予防を図ります。
- 医療機関や保健所等の関係機関と連携し、精神疾患等の早期発見や早期治療及び日常生活の支援に努めます。
- 妊婦の健康管理と胎児のすこやかな発育・発達のために妊婦健康診査を行います。

- 乳幼児健診において、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。また、適切な医療や療育につなげるため、こども医療費の助成事業、未熟児養育医療や育成医療等の公費による給付を行います。
- 5歳児健診や発達相談会を開催し、発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制を整えるとともに、発達障がい児への支援を行っていきます。

(3) 難病患者の医療と療養生活の確保

【現状と課題】

平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」によって始まった新たな医療費助成制度は、その後対象疾病が拡大されました。(第2章 5 参照)

しかし難病の多様性・希少性のため、たとえ医療従事者であっても、どの医療機関を受診(紹介)すれば早期に正しい診断がつけられるか分かりづらいという課題があります。

また、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援対策を推進することも求められています。

難病患者が健康で自立した生活を送ることができるよう、各種事業の実施や周知が必要です。

【今後の取組】

- 日常生活用具の給付や障がい福祉サービスの利用など、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援の充実を図ります。
- 医療的ケアの必要がある子どもとその家族に対して、障がい福祉サービスの紹介や家族のレスパイトなどの支援体制の充実を図ります。
- 難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供が、難病等の特性(病状の変化や進行、日内変動、福祉ニーズ等)に配慮し円滑に行われるよう、理解を促進します。

基本目標 3 教育・文化・スポーツ等の推進

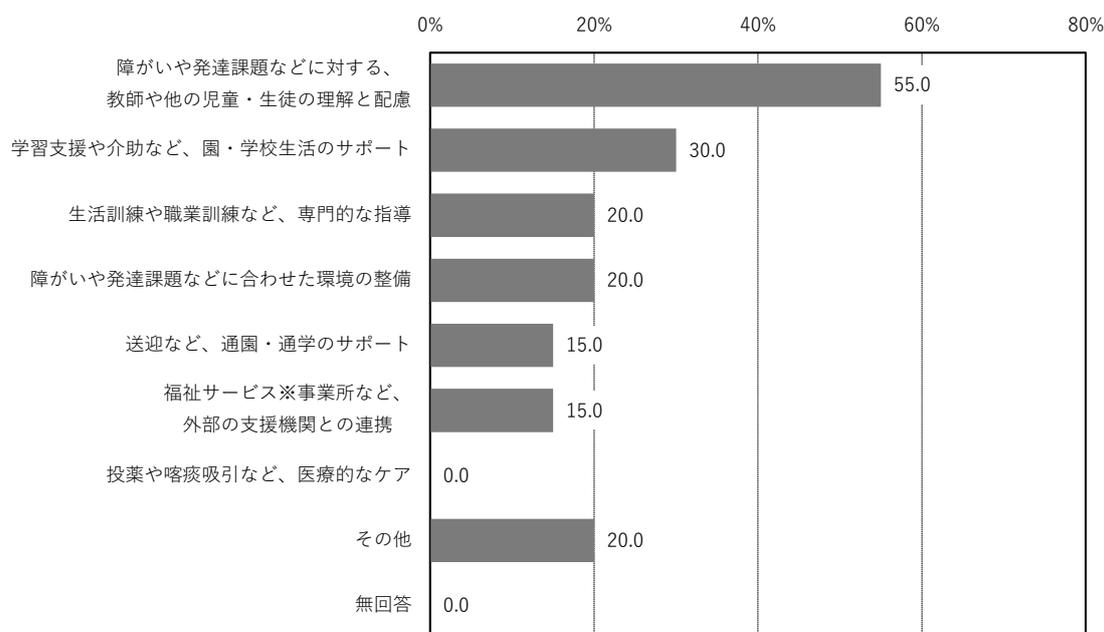
(1) 教育システムの構築と環境整備

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持つ能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努めていく必要があります。

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、子どもが園や学校に通う上で求めることとして「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」(55.0%)が最も多く挙げられています。次いで、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」(30.0%)、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」、「障がいや発達課題などに合わせた環境の整備」(20.0%)が挙げられています。(図表 21)

図表 21 子どもが園や学校に通う上で求めること



計：20人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい児）

障がい者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育^{*}システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。本市においても、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

【今後の取組】

- 「サポートファイルぽこ・あ・ぽこ」を活用し、子どもの支援に関する情報を小中学校や教育委員会等と共有することにより、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が行える体制づくりに努めます。(再掲)
- 教育、医療、保健、福祉及び労働等関係機関との連携のもと、早期から教育相談、就労相談に応じ必要な支援を行います。
- 保育所等訪問支援事業の活用により、保育施設や学校等における、発達障がいを含む障がいのある幼児、児童、生徒の支援の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが安心して学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化に努めます。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の推進

【現状と課題】

障がいのある人の文化・芸術に関する自主的な取組の支援を行い、その成果を発表する機会を設けることで芸術・文化活動への意欲を高め、より自発的で積極的な社会参加を図ることができます。また、障がい者スポーツやレクリエーション等の活動は、障がいのある人の健康づくりや機能回復を図るだけでなく、社会参加の推進につながります。

本市では、障がいのある人が文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境の整備を図り、障がいの有無に関わらず共に活動できる機会の創出に努めています。これらの活動への参加を通じて、交流・余暇活動の充実、体力向上や健康増進等を図るとともに、市民全体が障がいのある人とともに、生活を豊かにしていけるようにする必要があります。

【今後の取組】

- 障がいのある人の文化活動を支援するとともに、大分県障害者社会参加推進協議会が主催する「ときめき作品展」等の作品募集、発表を支援します。
- 障がい者スポーツの普及を図るため大分県障がい者体育協会と連携をして活動を支援します。また、県が主催する障がい者スポーツ大会等の開催について広報活動を行うとともに、その参加を支援していきます。
- 身近な地域でスポーツやレクリエーション等の活動が行えるよう「竹田スポーツ・レクリエーションクラブ」等への積極的な参加を促進します。また市内事業所と協力して、竹田市自立支援協議会地域生活支援部会主催でレクリエーションを中心とした交流会を開催します。

基本目標 4 雇用・就労、経済的自立の推進

(1) 障がい者雇用の促進と就労支援

【現状と課題】

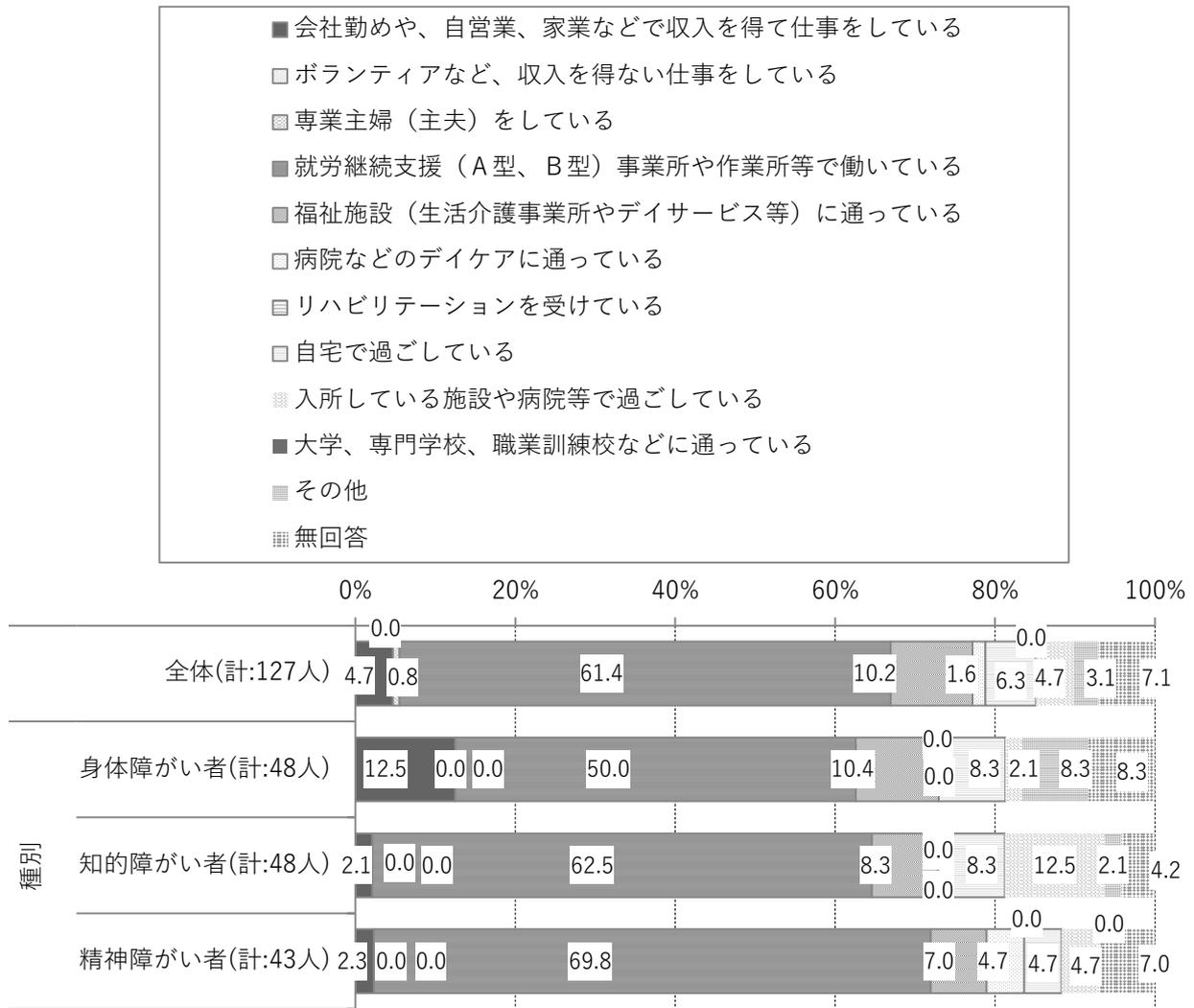
働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは地域でいきいきと生活していくための生きがいに繋がり、社会にとっても有益なことです。能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

平日の日中を主にどのように過ごしているかの設問に対し、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」、「就労継続支援（A型、B型）事業所や作業所等で働いている」と回答した人の割合は、合わせて66.1%となっています。（図表 22）竹田市ふるさとハローワーク、豊肥地区障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がいのある人が一般就労できるよう取り組みを進める必要があります。

【今後の取組】

- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携し、障がいのある人へ就労について必要な情報提供を行っていきます。また、一般事業所等へ障がいに関する理解促進を図ります。
- 竹田市自立支援協議会就労支援部会において、就労についての現状把握を行い、課題解決に向けた取組や必要な支援策について引き続き検討を行っていきます。
- 生活困窮者自立支援事業と連携し、一般就労に向けた取組に加え、一般就労後再び生活困窮状況に陥る対象者への対策など、幅広い支援が行えるように努めます。

図表 22 平日の日中を主にどのように過ごしているか



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

（2）福祉的就労の底上げ

【現状と課題】

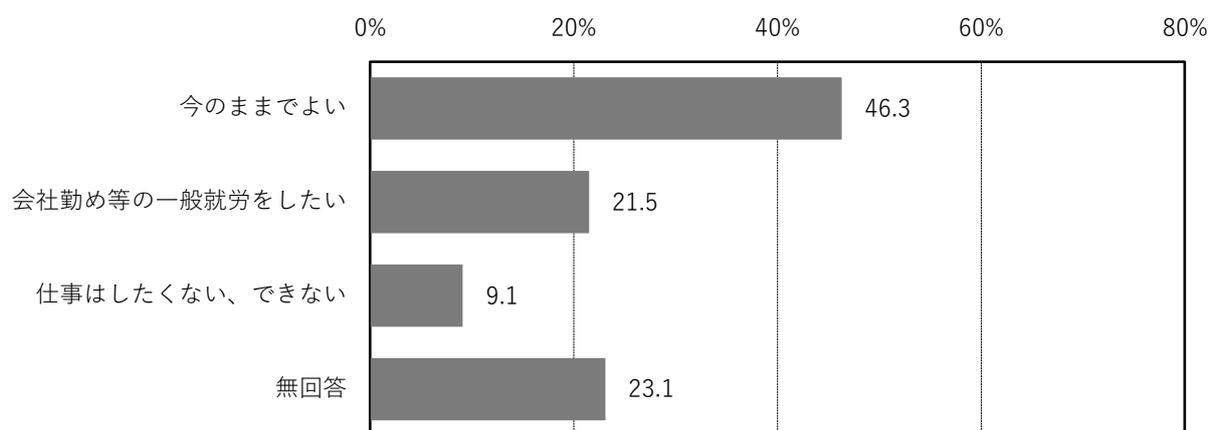
「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方（特に知的障がいのある人、精神障がいのある人）が、軽作業などの就労訓練を行うことができる「就労継続B型事業所」で働いている方の割合が高いという特徴があります。（図表 22）

また、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した人以外の20歳～64歳の方は、今後収入を得る仕事をしたいかの設問に対し、「会社勤め等の一般就労をしたい」と回答した割合が21.5%となっており、一般就労を希望する人が少なからずいることが分かります。（図表 23）

福祉的就労は、障がいによって民間企業での雇用が困難な人にとっての訓練の場、働く場として、また一般就労が困難な人にとっての就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していく助けとなります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう支援していく必要があります。

図表 23 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか



計：121人

出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 竹田市自立支援協議会就労支援部会で、地域において不足している社会資源について検討したり、市民に障がいへの理解を深めてもらうための取組を行ったりします。
- 市においては、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等優先調達方針の策定を行い、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。また、この方針を各課に周知するとともに、市内障がい者就労施設等が提供可能な物品、官公需の拡大を図ります。
- 市内の就労継続支援事業所に共同受注等、国や県の取組について情報提供を行います。

基本目標 5 安心・安全な生活環境の整備

(1) 移動交通手段等の充実

【現状と課題】

移動交通手段の確保は、買物や通院等地域で自立した日常生活を過ごすため、また就労等社会の様々な活動に参加する機会を確保するためにも必要不可欠であり、障がいのある人のみならず誰もが安全かつ身体的負担の少ない方法で道路や駐車場、交通機関を利用できることが大切です。

また、移動交通手段に限らず、障がいのある人をめぐるあらゆる社会的障壁を除去することは、高齢者や子ども、女性等、すべての住民にとっても暮らしやすい、優しいまちづくりにつながります。文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン※の推進などすべての市民が住みやすくなるような環境整備が必要です。

【今後の取組】

- 県等と連携し、精神障がいのある人に対する交通機関の運賃割引について、その他障がいのある人との標準化が図られるよう事業者に要請していきます。
- 公共交通事業者に対し、公共交通機関のバリアフリー化を要請していきます。
- コミュニティバスの運行については買物や通院等のニーズを反映したダイヤを検討していきます。
- 県が実施する「大分あったか・は一と駐車場利用証制度」の推進に協力し、障がいのある人が自家用車等で外出する場合に利用できる駐車場の確保に努めます。
- 公共交通機関の利用が困難な障がいのある人を対象とした移動支援事業の充実を図るとともに、竹田市自立支援協議会地域生活支援部会において移送についての検討を行っていきます。
- 身体障がいのある人が自ら運転できるよう自動車改造費用の助成を行います。
- 障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物・制度・慣行・観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

備考：「大分あったか・は一と駐車場利用証制度」の目的は次のとおりです

- ・利用者を判別できるようにすることで駐車場の適正な利用を推進するため。
- ・外見上、障がいの有無が分かりにくいいため駐車しづらく感じていた人が安心して利用できるようにする。

(2) 住環境・公共施設等の整備

【現状と課題】

障がいのある人が自立し安心して生活できる住環境の確保は、障がいのある人のみならず介護者への支援になります。また、建築物や公共交通機関のバリアフリー化を推進することは、誰もが利用しやすい、生活しやすいまちづくりへとつながります。

しかし、施設等のアクセシビリティに配慮すべき箇所は依然として多く残されているのが現状です。

本市の地域性を考慮しつつ、障がいのある人が安全に外出できるよう、当事者からの意見を踏まえ、あらゆる人にとって暮らしやすい空間を創出していくユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住環境・公共施設等の生活空間を整備していく必要があります。

【今後の取組】

- 介護者にも生活しやすい住環境を確保するため、重度障がい者住宅改造助成制度でトイレや浴室等住まいの改造費用を助成し、住環境のバリアフリー化を促進します。
- 障がいのある高齢者においては、高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業の利用を促進し、住まいのバリアフリー化を図ります。
- 公共施設等においては、安全に暮らせるよう、バリアフリー化を促進するとともに、障がい者向け住宅の供給を促進するなど住宅セーフティネットの構築を図り、居住の安定確保を図ります。
- 公共的施設の改修、整備を促進するとともに、道路の段差解消や幅の広い歩道の整備等、歩行空間の確保に努めます。

(3) 防災、防犯の推進

【現状と課題】

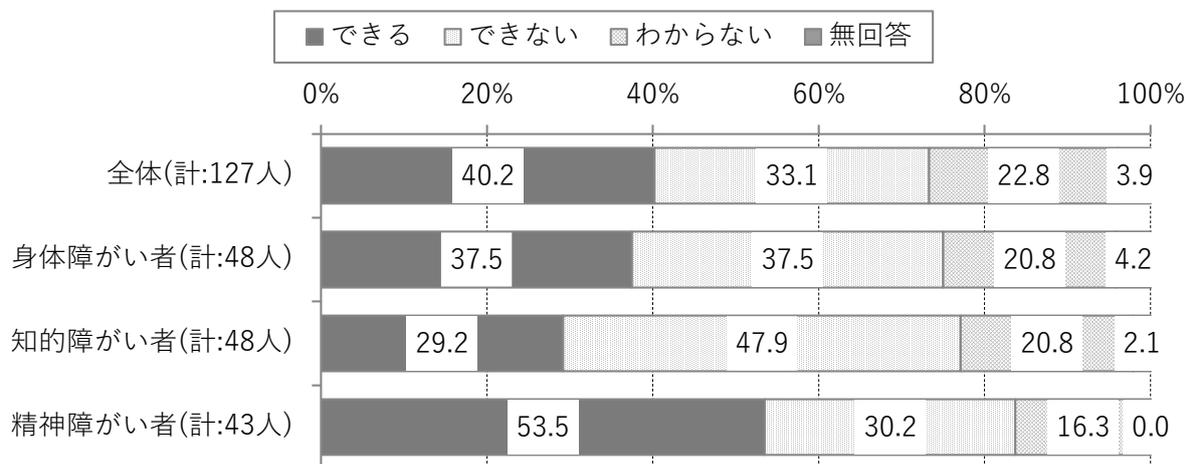
令和2年7月3日から7月31日にかけて熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した「令和2年7月豪雨」では、本市も久住・直入地域を中心に、道路・河川や農地・農業用施設だけではなく、甚大な被害をもたらしました。近年は毎年のように各地で大規模な災害が発生しており、本市の障がいのある人の災害に対する不安感は増大しているものと想定されます。

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果を見ると、約3割(33.1%)の障がい者が火事や地震などの災害時に一人で避難できないと回答しています。

一方で、災害が起きた時のために準備をしていないと回答した障がい者の割合は23.1%となっており、災害を身近で感じ大きな不安に駆られながらも、災害に対する準備等、具体的な行動にまでは結びついていない現状がみてとれます。

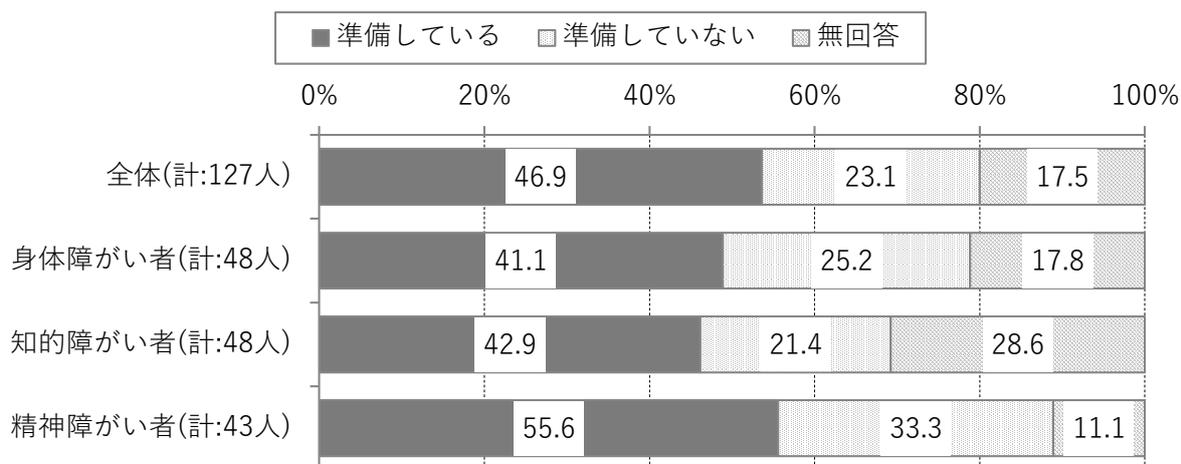
障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに救助され、あるいは避難できるように、平時から、災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

図表 24 火事や地震などの災害時に一人で避難できるか



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

図表 25 災害が起きた時のために準備をしているか



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 福祉避難所等の場所や避難経路について、今後一層の周知を図ります。
- 自主防災組織の育成・強化を図り、地域における防災ネットワークづくりを推進していきます。
- 非常時に備え、火災警報器、自動消火器等の日常生活用具を給付します。
- 災害時の要支援者の把握に努め、要支援者台帳への登録を促すとともにその活用を図ります。
- 災害時には、告知端末等を通じ情報提供を行っていきます。また、聴覚障がいのある人へファックスやメール等を活用し情報提供を行います。
- 災害時には医療ニーズを把握するとともに、医療救急活動を迅速・的確に推進します。
- 消費者被害を未然に防止するため、消費生活相談窓口と連携し、情報提供を行っていきます。また、障がいのある人に対し相談窓口の周知を図ります。

基本目標 6 啓発・広報・コミュニケーションの充実

(1) 啓発・広報活動の推進

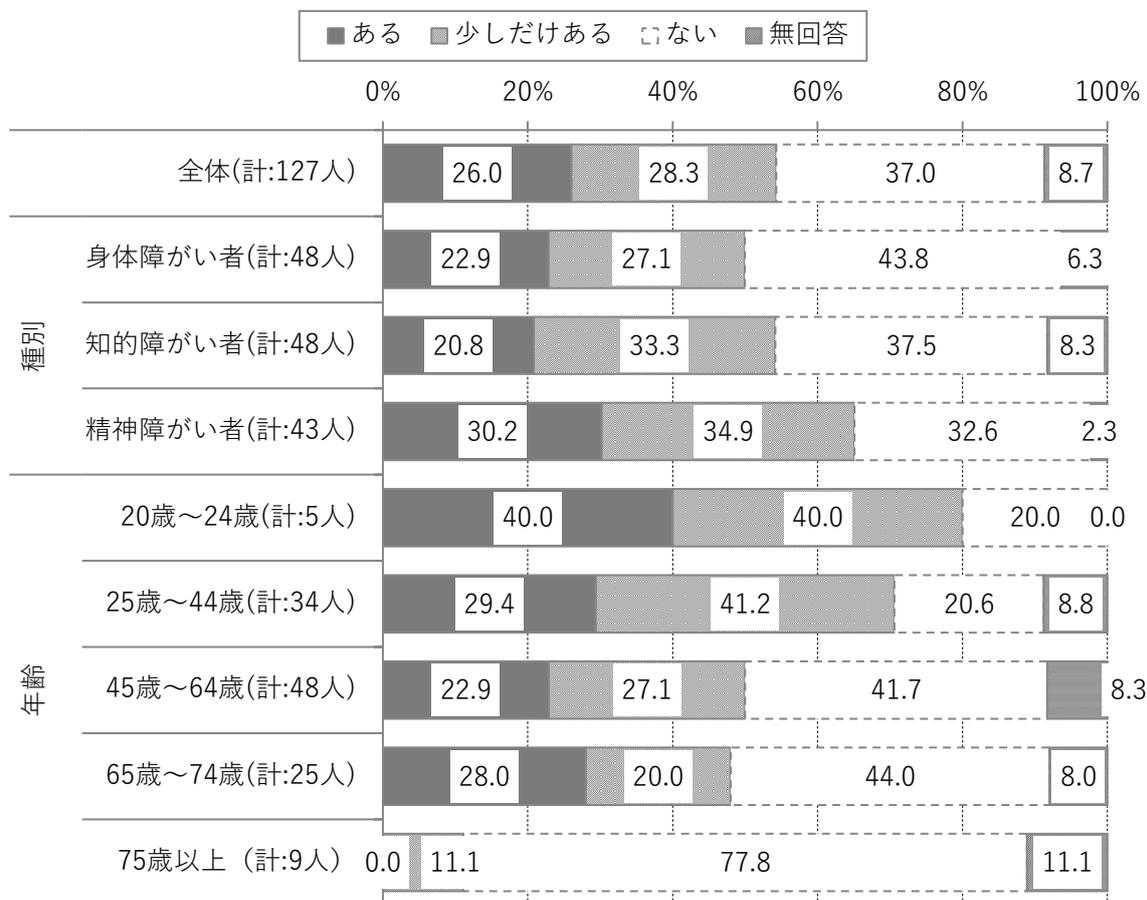
【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果を見ると、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあると回答した障がい者の割合は全体では54.3%となっており、特に若年層で割合が高くなっています。（図表 26）

今後は、障がいや障がいのある人に対しての理解の促進のために幼少期からの人権教育の推進や、差別や嫌な思いをした場合に適切なケアができるよう、特に若年層に向けた相談支援体制の更なる充実が必要です。

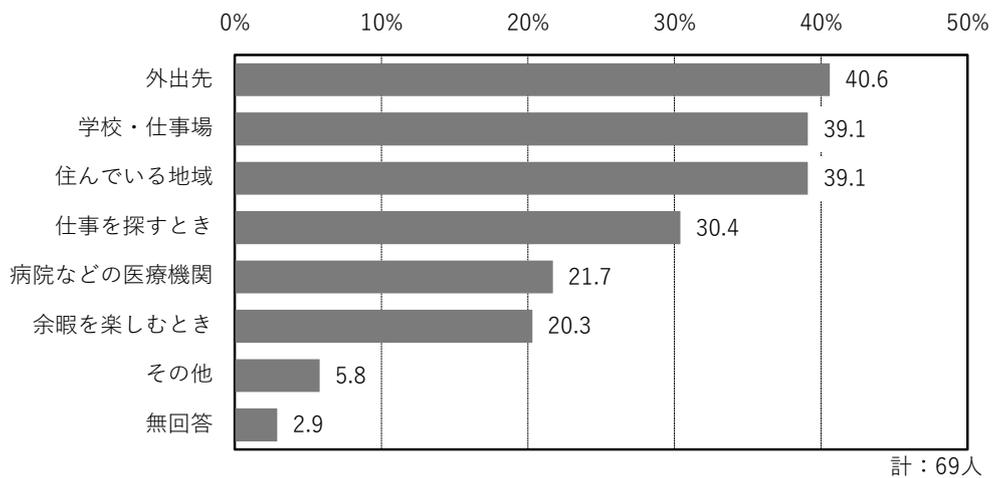
図表 26 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

また、差別や嫌な思いをした場所としては、「外出先」(40.6%)との回答が最も多く、次いで、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」(39.1%)、「仕事を探すとき」(30.4%)、「病院などの医療機関」(21.7%)、「余暇を楽しむとき」(20.3%)など、様々な場所が挙げられています。(図表 27)

図表 27 どのような場所で差別や嫌な思いをしたか



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

障がいや障がいのある人に対する誤った認識は差別や偏見を生み、障がいのある人の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見といった「心のバリア」を取り除くことが重要です。

今後も、市の広報誌「広報たけた」や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、障がいのある人とのふれあいを通じて、障がいや障がいのある人の理解を深める取組を継続的に実施していく必要があります。

【今後の取組】

- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市報やホームページ等を活用し啓発・広報活動を継続的に行います。
- 小学校・中学校においては、児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じた人権教育等を推進し、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。また、福祉施設や特別支援学校等の関係機関と連携をし、障がいがある方との交流を深めることができるような機会の充実に努めます。
- 市職員の障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、必要な研修等を実施します。
- 障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

言葉や身振り等でコミュニケーションが取りづらい等、視覚・聴覚を通じての意思疎通に支障がある人については、自らの意思を表現できる方法を通じての意思疎通が円滑にできるよう支援する必要があります。

市では、適切な通訳者等による派遣支援が行えるよう聴覚障害者協会の協力のもと、手話奉仕員の養成に取り組んできました。また、日常生活用具^{*}の給付を行うことで、障がいのある人の自立と社会参加を促してきました。

引き続き意思疎通の円滑化を図るために、聴覚障害者協会や点字図書館等と連携を図り、手話奉仕員の養成や情報提供に取り組んでいく必要があります。

【今後の取組】

- 講習会を開催し、手話奉仕員の養成に取り組むとともに、積極的な受講者の掘り起こしを図ります。また、公共サービスの充実を図るため、市職員へ手話講習会への参加を呼びかけます。
- 大分県点字図書館で利用可能な図書や点訳、音訳、対面朗読等のサービスについて、視覚障がいのある人へ情報提供を行います。
- 言語機能障がいや上肢機能の障がいのため、言葉や身振り等でコミュニケーションが取りづらいALS患者等に対し、重度障がい者用意志伝達装置の支給を行います。

(3) 情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人が必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、情報提供の方法を工夫するなどの配慮が必要です。また、視覚、聴覚等情報取得に支障がある障がいのある人については、情報のバリアフリー化により情報を容易に取得できるアクセシビリティの向上を図ることが重要です。

これまでも、ホームページや市報、冊子、ケーブルテレビ等の媒体で情報提供を行ってきましたが、今後はさらに情報提供の方法とそのバリアフリー化を推進していく必要があります。

【今後の取組】

- ホームページや市報、ケーブルテレビ等を活用し、情報発信を行っていきます。
- 視覚障がいのある人に対し、拡大読書器の支給を行います。
- 上肢に重度の障がいのある人や視覚障がいのある人に対し、障がいのある人向けのパソコン周辺機器又はアプリケーションソフト等の日常生活用具の支給を行います。
- テレビ番組に字幕や手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する、聴覚障がい者用情報受信装置の支給を行います。
- 市公式ホームページにおいて、音声読み上げにより閲覧できるよう配慮を行います。
- 行政情報の提供を行う際には、わかりやすい表現や漢字にふりがなをふるなど知的障がいのある人等に配慮したものとなるよう努めます。

(4) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

行動の制約を伴う障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。障がいのある人が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。

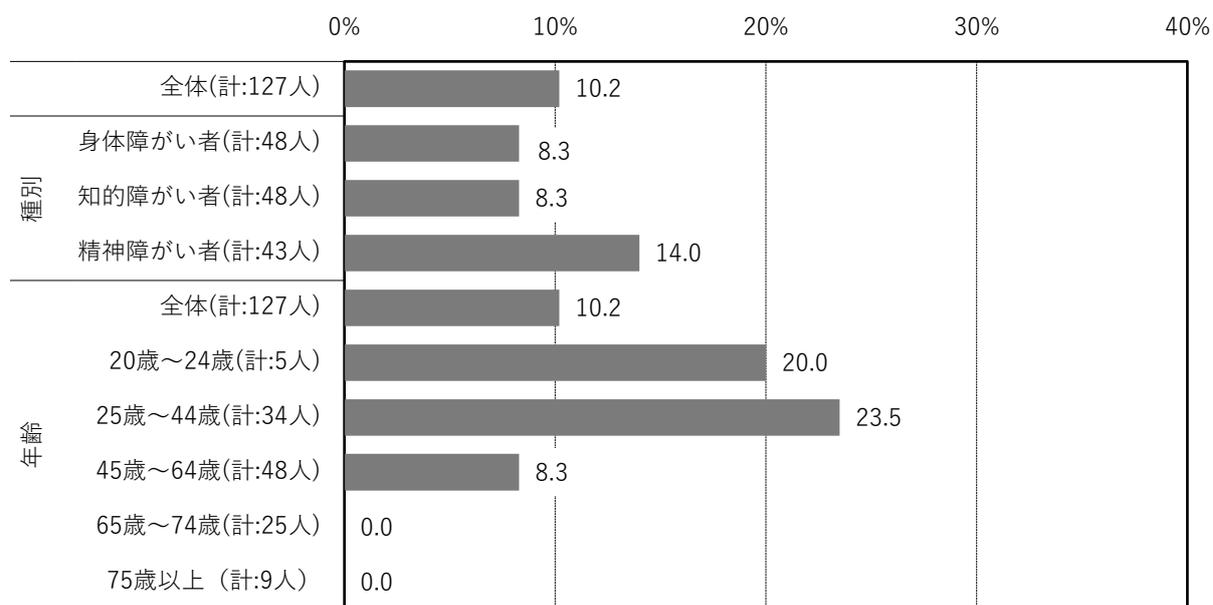
「竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果からは、福祉の情報をインターネットを通じて得ている人の割合は平均すると 10.2%ですが、精神障がい者(14.0%)や25歳～44歳の比較的若い世代(23.5%)など、障がい種別や年齢によってはインターネットの利用がより一般的になってきていることが分かります。(図表28)

今後、インターネットを通じた情報の取得が更に一般化することが想定されますが、このことは、障がい種別や年齢等によって情報格差(デジタル・ディバイド)が生じる可能性もあります。

障がいのある人のニーズを踏まえてインターネットを含むあらゆる媒体を通じて分かりやすい情報提供に努めることはもちろんのこと、すべての障がいのある人が等しく情報にアクセスできるよう、十分に配慮する必要があります。

地域課題の複雑化、複合化に伴い、障がい福祉制度に限らず、福祉サービスは複雑かつ難解になりがちです。むやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもありえることから、障がいのある人が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられるよう配慮することが重要です。

図表 28 福祉に関する情報を「インターネット」を通じて得ている人の割合



出典：竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい者）

【今後の取組】

- 障がいのある人が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に発信したりできるよう、障がいの特性に配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。
- ボランティア団体による音声版の広報など、ボランティア団体と協働して視覚障がいのある人への情報提供を図ります。

第5章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

国の基本指針では、従来の5項目の成果目標の一部見直しを含め、7項目の成果目標設定が求められています。本計画では、これまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度までの数値目標を設定することとします。

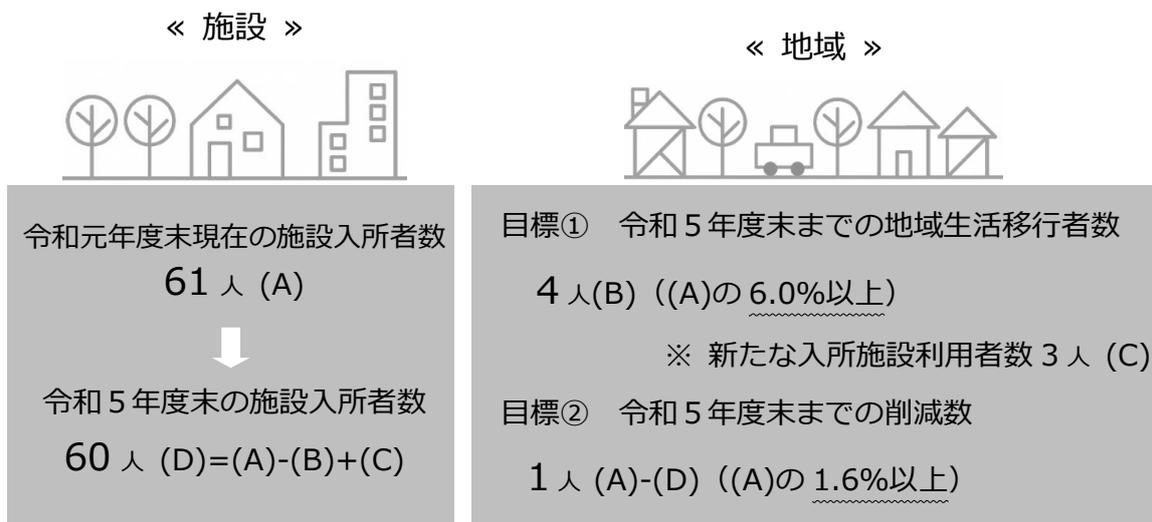
《国が定める成果目標の項目》

- (1) 施設の入居者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
 - ① 福祉施設から一般就労への移行
 - ② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実
 - ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - ① 総合的・専門的な相談支援
 - ② 地域の相談支援体制の強化
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - ③ 指導監査結果の関係市町村との共有

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市では、令和元年度の一般就労移行者数等の実績が不明なため、令和5年度見込みを国の基本指針に沿って設定することはできませんが、指針の趣旨に則り、福祉施設から地域生活への移行を進めていきます。

数値目標：福祉施設入所者の地域生活への移行



※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市単位で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。平成 30 年度には精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、豊肥地域精神障がい者地域移行推進連絡会が設置されました。なお、豊肥地域精神障がい者地域移行推進連絡会は、豊肥保健所精神障がい者地域移行推進支援事業の一環として位置づけられています。

引き続き障害保健福祉圏域の協議の場とも連動した、市の体制整備を行います。

数値目標：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値	令和 5 年の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回/年
	令和 5 年の協議の場の参加者数	7 人
	令和 5 年の協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。令和 2 年度上半期中に、サービス事業所の管理者向けに研修会を開催し、自立支援協議会、各専門部会において協議を行い、令和 2 年度末に整備を終了しています。

数値目標：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標値	令和 5 年の市内の地域生活支援拠点等の確保数	4 か所
	令和 5 年の運用状況の検証及び検討回数	2 回/年

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを目指します。

数値目標：福祉施設から一般就労への移行

実績値	令和元年度の年間一般就労移行者数	0人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	0人
	令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	-%
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	3人

【国の基本指針】

・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

数値目標：就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	3人
	令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	-

【国の基本指針】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを目指します。

数値目標：児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

目標値	令和5年度の児童発達支援センターの設置	1か所
	令和5年度の保育所等訪問支援事業の実施	実施

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを目指します。

数値目標：主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標値	令和5年の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
-----	----------------------------------	-----

【国の基本指針】

- 令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議する場を設置するとともに、コーディネーターを配置することを目指します。

数値目標：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目標値	令和5年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	令和5年度のコーディネーターの配置	配置

【国の基本指針】

- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指します。

② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを目指します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員及び施設職員の参加に努めることを目指します。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所等との共有を図ることを目指します。

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

本市が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを目指します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み

第6期計画期間中のサービス見込み量設定に当たっては、基本的には過去3年間のサービス利用実績値を踏まえ、今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等が第6期計画期間中も継続すると仮定し推計しました。ただし、サービス特性やその他特有の事情がある場合は、次表のとおり参酌し個別に推計しています。

【個別に見込み量を設定したサービスと考え方】

サービス	見込み量設定に当たっての考え方
同行援護	同行援護は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行う。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により、今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。
行動援護	行動援護は、主に、外出する際に外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。
自立訓練	自立訓練は、知的障がいや精神障がいのある人に対して自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を提供する。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により、今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。

サービス	見込み量設定に当たっての考え方
就労移行支援	就労移行支援は、一般企業への就職を目指す人を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行う。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。
短期入所	短期入所は、短期的に施設に入所し介護・支援が受けられるサービスである。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。
共同生活援助	共同生活援助は、主として夜間や休日において共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供する。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。
施設入所支援	施設入所支援は、施設入所者に対して主として夜間において入浴・排せつ・食事の介護や、日常生活上の支援を行う。過去3年間のサービス利用実績は一定の傾向を示していないこと、サービスの特徴により今後減少する可能性は少ないこと等を鑑み、令和元年3月度実績値を第6期計画期間中の見込み量と設定した。

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

なお、次頁からの表中の令和2年度は、令和2年10月までの実績に基づく見込み値であり、サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間 / 月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日 / 月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 利用実績及び見込量

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	324	357	371	403	439	479
	人/月	29	28	30	28	28	28
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	6	2	5	2	2	2
	人/月	3	1	2	1	1	1
行動援護	時間/月	19	56	58	56	56	56
	人/月	2	3	2	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績は各年度の3月末の数値です。ただし、令和2年度は見込値です。

【見込み量を確保するための方策】

訪問系サービスは、障がいのある人の在宅生活を支えるために不可欠なサービスです。障がいのある人の地域生活への移行の推進や、本人及び介護者の高齢化などにより、今後も一定の利用ニーズが見込まれます。サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

名称	概要
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じた、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人に対して一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や来所相談により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助(介護)する人の病気などを理由に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所が必要となった人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

② 利用実績及び見込量

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	63	63	73	62	61	61
	人日/月	1354	1318	1401	1409	1423	1437
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	2	3	2	2	2
	人日/月	0	26	54	26	26	26
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	1	3	1	1	1
	人日/月	31	10	34	10	10	10
就労移行支援	人/月	1	3	2	3	3	3
	人日/月	23	47	43	47	47	47
就労継続支援A型	人/月	14	15	15	16	17	18
	人日/月	304	322	316	328	332	335
就労継続支援B型	人/月	116	120	123	127	131	135
	人日/月	1949	2052	2111	2093	2114	2135
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
福祉型短期入所	人/月	6	6	4	6	6	6
	人日/月	36	26	19	26	26	26
医療型短期入所	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※実績は各年度の3月末の数値です。ただし、令和2年度は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

日中活動系サービスとは、通所等により必要な介護や訓練など、日中の活動を支援するサービスです。利用者一人ひとりの状況に応じた様々な日中活動の場を提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。また、新規参入を検討している事業者に対して、サービス利用者の動向などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援サービスについては、一般就労への移行の目標達成に向け、自立支援協議会等を活用しながら事業所やハローワークなどの関係機関との連携を図り、一般就労への支援策を検討します。

(3) 居住系サービス

名称	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用しており、一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化は無いか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問・電話・メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	72	70	71	70	70	70
施設入所支援	人/月	57	61	61	61	61	60

※実績は各年度の3月末の数値です。ただし、令和2年度は見込値です。

【見込み量を確保するための方策】

共同生活援助（グループホーム）は、入所施設や病院からの地域移行を進めていくなかで重要な居住の場です。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには住まいの確保が重要であるため、提供可能な事業者と連携して、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。

施設入所支援については、入所者の地域移行の推進を前提としつつ、施設での生活が真に必要な方が利用できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

(4) 相談支援

名称	概要
地域相談支援（地域移行支援）	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。
計画相談支援	支給決定を受けた人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援（地域移行支援）	人/月	0	0	0	1	2	3
地域相談支援（地域定着支援）	人/月	0	0	0	1	2	3
計画相談支援	人/月	43	49	54	52	54	56

※実績は各年度一ヶ月の平均利用者数です。ただし、令和2年度は見込値です。

【見込み量を確保するための方策】

計画相談支援については、すべての障がい福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。また、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの心身の状況や環境に合せた適切なサービスを提供できるよう、自立支援協議会相談支援専門部会を核として相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、相談支援事業所及び関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の地域生活への移行を推進します。

3. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

名称	概要
児童発達支援	身近な地域での質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や障がい児を預かる保育所等の施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は利用を予定する障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	8	6	6	12	17	24
	人日/月	46	25	24	29	31	33
放課後等デイサービス	人/月	14	18	22	22	22	24
	人日/月	83	166	274	274	274	270
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	0	0	0
	人日/月	0	0	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	9	9	8	12	13	15

※実績は各年度の3月末の数値です。ただし、令和2年度は見込値です。

【見込み量を確保するための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援のニーズは高いため、サービス提供事業者において専門的な支援が受けられるよう、療育の場の確保に努めます。

放課後デイサービスに関しては、新型コロナウイルスの影響もあり令和2年度のニーズが高くなっており、現状では終息の見通しも立っていないことから、第2期においても令和2年度実績と同程度の見込み量を設定しました。

また、子育て支援総合施設等と連携し、療育を必要とする児童の早期発見に努めるとともに、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう情報提供体制の充実に努めます。

障がい児相談支援については、すべての障がい児通所支援利用者に対して障がい児支援利用計画が作成できるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の事業量見込み

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施します。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 必須事業

名称	概要
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行うものです。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援するものです。
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行うものです。
日常生活用具給付事業	障がいにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行うものです。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するものです。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行うものです。
移動支援事業	障がいにより屋外での移動が困難な人等について、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行うものです。

① 相談支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援事業	か所	0	0	0	0	0	0
一般相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
相談支援機能強化事業	か所	4	4	4	4	4	4

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

○基幹的相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、自立支援協議会相談支援専門部会での検討や情報交換等を通じて、相談支援事業者間や関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。

② 理解促進研修・啓発事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	-	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

○今後、関係機関との連携を図りながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるための研修に取り組みます

③ 自発的活動支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	-	0	0	0	0	1	1

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

○今後、障がい者団体等が自発的に取り組む活動に対して、支援を行っていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	-	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 相談支援事業所等の関係機関と連携し、成年後見の支援を必要としている人が利用できるよう、利用支援事業の周知と利用促進を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	-	無	無	無	有	有	有

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 法人後見活動の支援に向けた体制の整備について、検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件/年	19	21	15	20	20	20

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら事業の周知に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件/年	0	3	1	1	1	2
自立生活支援用具	件/年	3	10	3	3	3	4
在宅療養等支援用具	件/年	1	4	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	9	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	107	383	390	400	410	420
住宅改修費	件/年	1	0	0	1	0	1

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人/年	6	11	14	17	20	23

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努めるとともにその充実を図っていきます。

⑨ 地域活動支援センター

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	か所	5	5	4	4	4	4
	人/月	40	34	20	20	20	20

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 地域活動支援センターは4箇所設置しています。
- 利用者数については、3年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。

⑩ 移動支援事業

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	22	27	23	25	25	25
	時間/月	2386	2782	2562	2600	2600	2600

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 3年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 障がいのある人の外出支援や社会参加の促進を図るため継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

(2) 任意事業

名称	概要
日中一時支援事業 (施設利用分)	日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がいのある人の日中における活動の場を確保するものです。
日中一時支援事業 (タイムケア分)	障がい児の休日等の活動の場を提供します。
軽度生活支援事業 (生活サポート事業)	日常生活における簡易な支援を行います。
福祉ホーム事業	福祉ホームの運営補助します。
身体障がい者自動車改造 助成事業	障がいのある人の運転する車の改造に対して助成を行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により在宅入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の清潔保持、心身機能の維持などを図るものです。
手話奉仕員養成事業	聴覚に障がいのある人の交流活動の促進を図るため、手話奉仕員等養成のため講習会を開催します。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
日中一時支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
	人/年	2	6	1	5	5	5
障がい児タイムケア事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	12	11	0	12	12	12
軽度生活支援事業	か所	0	0	0	1	1	1
	人/年	0	0	0	1	1	1
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	1	1	1	1	1	1
身体障がい者自動車 改造助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1
訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成事業	講習 終了者数	6	4	6	5	5	5

※令和2年度の実績は見込値です。

【見込量の算出の考え方】

- 各事業3年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。
- 今後も各事業の周知に努めていきます。

5. サービス見込量等確保のための方策

(1) 訪問系サービス

介護者の高齢化等による、介護力の不足に伴い、サービス利用者の増加が見込まれるため、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるようサービス供給量の確保を図りながら、福祉サービスを継続して実施します。

また、利用するサービスの選択肢を広げるための事業者情報の提供に努めるとともに、事業者に対しては技術・知識の向上を目的とした研修会や講演等の情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。

今後も事業者との協力・連携によりサービスの質と量の確保を図り、適切な訪問系サービスを提供することができる体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

就労系サービス提供事業所の増加に伴い、今後利用者数の伸びが見込まれます。引き続き、一人ひとりのニーズに見合った適切な就労の場の提供に努めるとともに、自立支援協議会や個別支援会議等を通じて、事業所・ハローワーク・行政の連携や情報共有を図り、一般就労を目指す人のステップアップのための支援策を検討します。

なお、市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入を支援するなど、サービス量が確保されるような施策を検討します。

また、一般就労が困難な人に対しては、身近な場所で就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入の向上につながるよう障害者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。

その他の生活・機能訓練等サービスについても、障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう日中活動の場の提供に努めます。

(3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行・定着を進めるためには、主な移行先である共同生活援助（グループホーム）の充実が必要となります。障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、提供可能な事業者と連携して計画的な住居の確保に努めます。

(4) 相談支援

障がい福祉サービス利用者数の増加に伴い、利用計画の作成件数も引き続き伸びることが見込まれます。このため、公平で公正な計画相談支援を行うことと併せて、相談支援事業所や相談員の確保も課題となってきます。

障がい福祉サービスを実施している事業所だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に相談支援事業の指定を受けるよう働きかけ、身近な相談支援の基盤整備に取り組むとともに、障がい特性等に配慮したきめ細やかな相談支援を行うため、相談支援の担い手が確保されるよう施策を検討します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、地域・雇用・教育・医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク・特別支援学校・医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域へ積極的に参加・貢献し、住民相互が人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合えるような地域共生社会の実現を目指し、各種施策の推進を図ります。

(1) 連携・協力の推進

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障がい福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障がい者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす障害者自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、国、県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

(2) 広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らす地域の実現のために、障がいについての正しい理解を深める必要があります。障がいや障がいのある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション」の理念の定着を図ります。

また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、市のホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう取り組みを進めます。今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレットの作成、事業所や民生委員・児童委員などの関係機関との連携により周知を図ります。

2. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(1) 計画の達成状況の進行管理

各目標値、サービスの見込量については、実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら障がい福祉計画、障がい児福祉計画の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

(2) 庁内推進体制の整備

関係各課との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう研修会等の開催により、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

資料編

1. 策定委員名簿

	氏名	団体・機関名	役職	備考
1	池邊 淑子	大分県豊肥保健所	所長	保健・医療関係機関
2	吉岡 暁督	社会福祉法人 偕倅社	理事長	障害福祉サービス事業者
3	佐々木 成二	社会福祉法人 やまなみ福社会	理事長	障害福祉サービス事業者
4	佐藤 一夫	竹田市身体障害者福祉協議会	会長	障害者関係団体
5	下田 一男	竹田市視覚障害者相互援助協会	会長	障害者関係団体
6	河野 宗幸	精神障がい者家族代表		市長が必要と認める者
7	渡部 初美	知的障がい者家族代表		市長が必要と認める者
8	塩谷 留美子	障がい児家族代表		市長が必要と認める者
9	阿南 哲也	竹田市民生委員児童委員協議会	会長	市長が必要と認める者
10	東 邦彦	大分県立竹田支援学校	校長	市長が必要と認める者
11	志賀 良雄	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会	事務局長	市長が必要と認める者

2. 用語集

あ行	
アクセシビリティ	高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
インクルーシブ教育	障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
た行	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳機能付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
な行	
日常生活用具	聴覚障害者用通信装置*や聴覚障害者用情報受信装置*などの道具。
任意事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う選択事業。
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
な行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）のこと。
は行	
必須事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている事業。

第3期竹田市障がい者基本計画

第6期竹田市障がい福祉計画・第2期竹田市障がい児福祉計画

令和3年3月

竹 田 市

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

TEL. 0974-63-1111(代表) FAX. 0974-63-0995

E-mail. taketa@city.taketa.lg.jp
